

第11回 三重県手話言語に関する条例検討会 事項書

日時：平成28年5月24日（火）13:00～

場所：601 特別委員会室

1 パブリックコメントによる意見及び関係団体の意見の検討等

- ・パブリックコメント意見及び関係団体意見の検討
- ・前文案の協議
- ・施行日の協議
- ・関係条例の改正規定の協議

2 その他

【資料】

資料1 パブリックコメント意見及び関係団体意見の概要と当検討会の考え方（案）

資料1-2 パブリックコメント意見集約表

資料1-3 関係団体意見集約表

資料2 三重県手話言語条例案（概要）

資料3 三重県手話言語条例案

資料4 三重県手話言語条例案前文案

資料5 三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正等について

パブリックコメント意見及び関係団体意見の概要と当検討会の考え方(案)

資料1

- 1 意見募集期間 平成28年4月13日(水)～平成28年5月12日(木)
- 2 意見募集の結果 意見提出数:236件 (個人:140件[24人] 関係団体:96件[13団体])
- 3 意見の概要 下記のとおり

① 条文の修正等に関する意見

No	該当箇所	意見概要	当検討会の考え方(案)
1	全般	・条文の文末が「～するものとする」とあるのは、「～する」や「～しなければならぬ」といった表現に修正すべきである。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
2	全般	・条文の文末が「努めるものとする」とあるのは、「講ずる」や「行う」といった表現に修正すべきである。	・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
3	全般	・「ろう者」という表現では、難聴者や中途失聴者が含まれなくなるなど、条例の対象範囲が限定されるおそれがあるため、「手話を使用する者」や「手話を使用する者」、「手話を言語としている人」といった表現に修正すべきである。	・当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」と確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含んでいます。 ・「手話を使用する者」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。
4	全般	・「手話」ではなく、国際的にも使用されている「手語」としてはどうか。	・本条例案では、一般的な表現である「手話」を使用しています。
5	全般	・条例案には、ろう者や手話の普及に関する規定はあるが、手話通訳者に関する規定がないため、「手話通訳者が安心、安全に働ける環境整備を行う」といった規定を設けてはどうか。	・手話通訳を行う人材の確保に当たり、手話通訳者の労働環境の整備を行うことは重要であると考えていますので、手話通訳者の待遇の改善等が課題であることを前文に規定します。
6	全般	・施策がどの程度進められたかを県として把握すべきだと考えるため、「県は毎年5月に基本的施策の推進状況を把握するための調査を行う」ことを明記すべきである。	・本条例に基づく施策は、障害者計画において定めることから、その実施状況については、計画の進捗管理の中で把握されるものと考えています。
7	全般	・手話言語条例の見直しの規定を条例に規定すべきである。 例えば、「県は、本条例制定から3年後を目途に、本条例の全般的な見直しを図ることとする。」といった規定を設けてはどうか。	・三重県議会では、「条例の見直しを不断に行うのは、議会の当然の役目である」と考えており、条例の見直しに関する規定を附則に規定します。

8	第1 目的	・「手話等に関する基本理念を定め」とあるが、基本理念には「手話」に関する事項しか記載されていないため、「手話等」ではなく、「手話」とすべきである。	・「第2 基本理念」は、手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現について定めており、条文の構成上、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことを「手話等」と規定しています。
9	第1 目的	・目的の中に、障害者差別禁止法や障害者権利条約に規定されている「社会的障壁の除去」といった表現を盛り込むべきである。	・目的に規定する「ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会」には、社会的障壁のない社会という趣旨が含まれています。 ・本条例案では、県の責務として、「手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行う」と規定しており、社会的障壁の除去に関する内容を規定しています。
10	第2 基本理念	手話等の必要性や聴覚障がいへの理解を深める必要があると考えるため、基本理念として、「聴覚障がいに対する知識の向上を図り、聴覚障がいへの理解を深める」という趣旨を盛り込むべきである。	・本条例案では、目的において共生社会の実現を図ることを規定しており、手話に関する学習等を通じて、共生社会についての理解を深める中で、聴覚障がいや手話の必要性についての理解が深められるものと考えています。
11	第2 基本理念	・「日常生活又は社会生活を営むために」という表現では、日常生活か社会生活かのどちらか一方に限定するように読めるため、「日常生活及び社会生活を営むために」とすべきである。	・「日常生活又は社会生活」における「又は」は、いずれか一方に限定するものではありませんが、誤解されるおそれがあることを踏まえ、「及び」に修正します。
12	第2 基本理念	・「又は他人」とあるが、「又は」は削るべきである。 ・「他人」という表現には違和感があり、家族や友人が含まれないように思われるため、「他人との意思疎通」とあるのは、「他の人との意思疎通」とすべきである。	・「又は」については、情報の取得、意思表示と他人との意思疎通を接続するために必要な用語として使用しています。「日常生活又は社会生活」における「又は」と同様に、「及び」に修正します。 ・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
13	第2 基本理念	・「文化的所産」という表現は分かりにくいいため、「手話は、独自の言語体系を有し、手の動きや身体的な動きで視覚的に表現する視覚言語であって」と修正してはどうか。	・手話が持つ特徴については、前文に規定します。
14	第3 県の責務	・③について、ろう者の観光旅客だけを対象とするのではなく、滞在外全般を対象とすべきである。	・本条例案では、ろう者である観光旅客のほか「ろう者である滞在外及び来訪者」を規定し、滞在外全般についての対応を定めています。
15	第4 市町との連携及び協力	・「市町の責務」又は「市町の役割」を規定すべきである。	・地方分権一括法の制定以来、県と市町は対等の関係であることを踏まえ、「市町の責務(役割)」は規定せず、市町との連携協力を図る規定を設けました。
16	第4 市町との連携及び協力	・市町との連携・協力だけでなく、関係機関との連携・協力も規定すべきである。	・関係機関との連携協力も重要であることから、第4に「関係機関」を規定します。
17	第4 市町との連携及び協力	第4は、「市町との連携及び協力」という県の責務なので、第3の④とすべきである。	・「市町との連携協力」については、責務とは異なることから、第4として別に規定しています。

18	第5 県民の役割	<p>・①について、「県民は、基本理念を理解するように努める」ではなく、「県民は、基本理念を理解するよう努め、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与できるよう努めるものとする」としてはどうか。</p> <p>・②について、「基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及」とあるが、大切なことは聴覚障がいについての理解であると考えため、「基本理念や聴覚障がいに対する県民の理解の促進及び手話の普及」とすべきである。</p>	<p>・本条例案の基本理念は、共生社会の実現について規定していることから、基本理念を理解することが聴覚障がいに対する理解の増進や共生社会の実現に寄与することにつながるものと考えています。</p>
19	第5 県民の役割	<p>・②について、「ろう者及び手話通訳者等は、県の施策に協力し」とあるのは、「県の施策を推進するために協力し」と表現したほうがよい。</p>	<p>・「施策を推進するために協力する」と規定すると、その範囲が限定的になる可能性があることなどから、「県の施策に協力し」と規定しています。</p>
20	第6 事業者の役割	<p>・事業者の役割について、大手の事業者については、具体的な例示を記載すべきである。</p>	<p>・事業者には様々な規模の形態、業種が存在し、それぞれの事業者が実施する「合理的な配慮」の内容にも違いが生ずると考えられることから、条文上は例示をしないものと整理しています。</p> <p>・合理的な配慮の例については、条例の運用の中で具体化が図られることが望ましいと考えています。</p>
21	第6 事業者の役割	<p>・手話の使用だけでなく、筆談やIT機器等を利用した方法についても配慮をすることを書き込めないか。</p>	<p>・本条例案は手話に関する施策を推進するものであることから、手話に特化しています。</p>
22	第6 事業者の役割	<p>・障害者差別解消法においては、事業者のサービス提供における障がい者への合理的配慮は「努力義務」とされている。一方で、障害者雇用促進法においては、事業者と障がい者が雇用関係にある場合における合理的配慮は「義務」とされている。</p> <p>したがって、「雇用関係」における合理的配慮については、努力規定ではなく、義務規定とすべきである。</p>	<p>・障害者雇用促進法が雇用関係について合理的な配慮を義務付けていることを踏まえつつ、本条例案では、さらに手話の使用に特化して合理的な配慮を定めていることから、その点を考慮し、努力義務としています。</p>
23	第6 事業者の役割	<p>・県内のハローワークには手話協力員が配置されているので、「聴覚障がい者の雇用、定着指導の際にはハローワークと連携をとること」を規定すべきである。</p>	<p>・聴覚障がい者の雇用等に関してハローワークとの連携は重要なことであると考えていますが、本条例案は、手話に関する施策を推進するものであり、その趣旨からは、雇用、定着指導に関して規定することはなじまないと考えています。</p>
24	第7 計画の策定	<p>・手話に関する部会について、当事者等(ろう者等や手話通訳者)が構成員となることができるようにする必要がある。</p>	<p>・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。</p>

25	第8 情報の取得等における バリアフリー化等	・①について、「県政に関する情報」とあるが、県政のみに限定するのではなく、単に「情報」とすべきである。	・第8の①では、県が行うものを規定するという観点から、県政に関する情報の円滑な取得等を規定しています。他方で、日常生活における情報の取得等に関しては、②において規定しています。
26	第8 情報の取得等における バリアフリー化等	・①について、「手話による情報の発信等に努めるものとする」とあるのは、発信ではなく、条文の見出しのように、「手話による情報の取得や発信などにおけるバリアフリーに努める」としてほしい。	・第8の①では、ろう者が県に対してその意思を表示することができることも含めており、「手話による情報の発信等」の「等」にはその趣旨が含まれています。
27	第8 情報の取得等における バリアフリー化等	・②について、手話通訳者はろう者だけに必要なのではなく、手話のできない聴こえる者にとっても必要であることから、「及び他人との意思疎通を図る」とあるのは、「及びろう者と他の人の双方が意思疎通を図る」とすべきである。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。第8では、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるとする観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。
28	第8 情報の取得等における バリアフリー化等	・②について、「手話通訳者等の派遣」とあるが、十分な能力を有する手話通訳者以外の者が派遣されると困るため、「手話通訳者の派遣」と修正すべきである。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところでは、
		・第9の人材育成に関しても、「手話通訳者等」ではなく、「手話通訳者」と表記してほしい。	・手話通訳を行う人材の育成については、幅広く人材を確保するという見地から、手話奉仕員等も含めるため、「手話通訳者等」と規定したところでは、
29	第8 情報の取得等における バリアフリー化等	・③において災害時等における措置について規定しているが、災害時等においても②の日常生活における措置と同様に、手話通訳者の派遣等が必要になる。したがって、災害時においても手話通訳者派遣等の措置が講ぜられるように、条文を修正すべきである。	・災害時等について、必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図るため、「市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努める」としており、手話通訳者の派遣等は「必要な措置」に含まれるものと考えています。
30	第10 手話の普及等	・文章が難しく、なかなか理解できないところがあった。 特に、「涵養」という言葉は初めて見る言葉で、もう少し分かりやすい言葉で表現していただきたい。	・第10の③の文言については、わかりやすくなるよう規定します。
31	第11 ろう児等の 手話の学習等	・「ろう児」という表現では、難聴児や中途失聴児が含まれるのかどうか分からなくなる。また、ろう学校だけを対象としていると誤解されるおそれがある。 したがって、「手話を必要とする子ども」や「聞こえない子ども」などの表現にすべきである。	・本条例案における「ろう児」は、「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒」をいい、難聴や中途失聴の児童等を含んでいます。また、「ろう児」については、聾学校に在籍する者に限定されません。
		・第11の目指すべきこと見出しが合っていないと思われるため、見出しを「聞こえない子どもが手話を学び又手話で学ぶ環境の構築等」とすべきである。	・「手話を必要とする子ども」や「聞こえない子ども」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう児」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。
			・手話の教育を受けることができる環境の整備や手話に関する学習の機会の確保等を含め、簡潔に表現するものとして「手話の学習等」という文言を採用しています。

32	第13 手話に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・手話に関する調査研究の成果は、広く社会に帰すべきと考えるため、「手話の発展に資するため」とあるのは、「手話の普及及び発展に資するため」と修正すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の成果は、手話の普及にも役立つと考えられることから、「普及」を追加します。
33	第13 手話に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・条文について、「県は、ろう者及び手話通訳者等と協力して、手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及を行うものとする」としてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話については、ろう者及び手話通訳者等が通じていると考えられ、第一義的には、ろう者及び手話通訳者等の調査に委ねることが適切であるとの観点から、原案のように規定しています。
34	第14 財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・「努めるものとする」ではなく、「講ずるものとする」、「講じなければならぬ」とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめています。
35	全般	<p>具体的施策に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の身分保障 ・手話通訳者の職業病である頸肩腕障害に対応できる医師の県立病院への配置 ・手話通訳資格保有者について、職員採用試験において加点すること ・市町や病院等公共の施設への手話通訳者の配置 ・手話普及のための手話普及員の設置 ・財政上の措置が県内各市町に行き届くようにすること ・避難訓練の実施 ・相談窓口の設置・拡充(北勢、伊賀、中勢、南勢、東紀州地区への設置) ・県職員、市職員の手話に関する研修の受講 ・手話通訳電話リレーサービス、遠隔手話通訳サービスの環境整備 ・学校における手話学習の導入、専任職員の配置 ・教職員のろう教育に関する知識の向上 ・企業と県との連携のための労働局への窓口の設置 ・社会福祉法人全国手話研修センターの日本手話研究所と連携した手話に関する調査研究 ・手話通訳派遣制度を24時間体制とすること ・聴覚障がい者用の老人ホームの設置 ・手話指導の専任職員の採用 ・登録通訳者の身分の見直し ・地区市民センター等地域における手話講座の開催 ・聴覚障がいに関する理解を深めるための冊子の戸別配布 ・時間と予算の確保 ・手話言語条例を制定した市町への支援 ・テレビでの手話通訳のワイド挿入 ・駅の構内等交通機関での案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。

② 条例の内容等の確認に関する意見

36	全般	・「ろう者」には、「盲ろう者」も含まれるか。	・本条例案における「ろう者」は、「盲ろう者」も含んでいます。
37	全般	・「聴覚障がい」「障害者計画」というようにひらがなと漢字が混在しているのはなぜか。	・三重県では、公文書において「障害」を「障がい」と表記することとしており、条例においても、「障がい」を使用していますが、法律名及び法令上の用語を引用する際は、そのままの表記で引用することとされているため、障害者基本法、障害者計画及び三重県障害者施策推進協議会については、漢字で表記しています。
38	全般	・知事の政策集において、手話言語条例の制定に向けた検討を行うこととされており、健康福祉部において、具体的な協議が始まっていたが、なぜ手話言語条例は議員提案条例となったのか。 またそのメリットは何か。	・知事が政策集に手話言語条例の制定を挙げていたことは承知していますが、議会においても、手話言語法の制定を求める意見書を可決するなどの取組を進めており、議員にも条例案の提出権があることを踏まえ、議会において手話の普及等についての政策立案を行うため、当検討会の設置が提案されました。 ・議員提出条例として検討することについては、議員が構成員となる検討会において検討することにより、多様な民意を汲み上げることができるというメリットがあります。また、部局横断的な事項についても、柔軟に検討を行うことができるというメリットがあります。 ・当検討会では、関係団体からの意見聴取や他県の条例制定状況の調査などを実施し、それらの成果を踏まえて条例案の検討を行っています。
39	第1 目的	・「その意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現」とあるが、このような社会が実現したのかどうか永続的に実態調査をするのか。	・本条例に基づく施策の実施状況について、議会として監視・評価していきたいと考えています。
40	第3 県の責務	・「手話を使用しやすい環境の整備」とは何か。	・「手話を使用しやすい環境の整備」としては、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話による情報の発信等、手話通訳者の養成(人材育成)及び派遣などを想定しています。
41	第3 県の責務	・「手話通訳者」と「手話通訳者等」はどのように異なるのか。	・本条例案における「手話通訳者」とは、障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知で示されている手話通訳者(国の試験に合格し、登録を受けた「手話通訳士」と都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において登録された「手話通訳者」)をいいます。 ・「手話通訳者等」の「等」は、「手話奉仕員」などを想定しています。
42	第5 県民の役割	・「手話の普及に努めるものとする」とあるが、手話通訳を行う人材の育成はどのように行うのか。	・手話通訳を行う人材の育成については、基本的施策として県が行うものとしており、研修の実施などが想定されています。
43	第12 事業者への支援	・「必要な支援」とは、具体的にどのようなものを想定しているか。	・ろう者がサービスの提供を受けるなどの場合に手話を使用しやすいよう、従業員に手話の研修を受講させるといった取組を行うことなどが考えられ、こうした取組を行いやすくするために手話通訳者を派遣することなどが想定されています。

③ その他要望等に関する意見

44	全般	<p>・「手話で教育を受ける権利」「手話を獲得する権利」「手話を学ぶ権利」「手話を使う権利」があることを、基本的考え方とするよう要望する。</p>	<p>・貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、条例案をとりまとめてまいります。</p>
45	全般	<p>・文章の意味、内容が分かりにくい。 ・条例を手話で解説したDVDやパンフレットの作成を希望する。</p>	<p>・本条例の内容については、広報啓発活動において、分かりやすい周知が図られるものと考えています。</p>
46	全般	<p>・手話には日本手話や日本語対応手話があるが、この条例で「手話」と統一して表記していることに賛同する。</p>	<p>・貴重なご意見をありがとうございます。</p>
47	全般	<p>・手話を使用して意思疎通を図る全ての者の権利が保障される条例となるよう要望する。</p>	<p>・貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、条例案をとりまとめてまいります。</p>
48	全般	<p>・手話によって心がつながることがあり、手話はコミュニケーションにとって不可欠である。手話に関して理解と協力をお願いする。</p>	<p>・貴重なご意見をありがとうございます。</p>
49	全般	<p>・条例の取組は評価する。 ただ、障がい者と健常者との公平・平等な世の中という点からすると、ろう者側の意見を尊重しすぎていると感じることが多々ある。 例えば、現状でも、ろう者が手話通訳者等に依頼する際の費用には行政負担があるが、これを全て行政負担・施設負担に傾けるのでは、本来の公平・平等でないと感じる。 決して障がい者を排除する意見ではないが、公平・平等の視点でろう者側からの歩み寄りの必要性もあると感じる。そうでないと、将来的に条例に縛られた健常者側からの不満が噴出しかねず、結果として名目上のバリアフリーでしかなくなり、継続的な取組として成立しないおそれがあると感じている。</p>	<p>・貴重なご意見をありがとうございます。</p>
50	第1 目的	<p>・「相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与することを目的とする。」という目的はとても良い。</p>	<p>・貴重なご意見をありがとうございます。</p>
51	第5 県民の役割	<p>・一人でも多くの人に手話の面白さや楽しみを知ってもらいたいため、積極的に手話を広めることに関わっていきたく考える。</p>	<p>・貴重なご意見をありがとうございます。</p>
52	第6 事業者の役割	<p>・第6条において、「事業者の役割としてろう者に対するサービスの提供時又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的配慮を行うように努めるものとする」と謳われていることに深く賛同する。本市としても、手話の使用に関して合理的配慮を行うことの必要性を強く感じていることから、平成28年4月より窓口到手話通訳者を配置し、聴覚障がいがある方の行政手続、相談に対するコミュニケーション支援を行っている。現在は週1回の設置になっているが、広く市民への周知に努め、行政サービスの向上に努めていきたいと考えている。</p>	<p>・貴重なご意見をありがとうございます。市町における取組についての参考といたします。</p>
53	第11 ろう児等の手話の学習等	<p>・ろう児が教育を受ける際に、使用言語として手話を選べる環境を作るためには、保護者の理解も必要である。</p>	<p>・貴重なご意見をありがとうございます。</p>

○パブリックコメント意見集約表

資料1-2

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
1	全般	1	・文章表現の文末が「～ものとする」という表現になっている。この表現は文章の意味が弱く感じる。「図られる、努める、推進する」の表現が良い。特に「第3 県の責務」については、断言する表現(「～しなければならない」)が良い。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
2	全般	1	・文末が「図られるものとする」、「行うものとする」、「努めるものとする」、「深めるものとする」「推進するものとする」があるが、「ものとする」ではなく、はっきりとした言葉に変えてほしい。 例えば、「図られるものとする」→「図られる」	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
3	全般	1, 2	・文章の最後の「努めるものとする」、「深めるものとする」等の文章では、「努力したが出来なかった」、「深めようとしたが出来なかった」との口実になってしまう危険性があるので、全て「しなければならない」、「深めなければならない」等にしてほしい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
4	全般	1, 2	・手話言語条例の制定を嬉しく思う。コミュニケーションはろう者だけでなく、聴者にとっても双方向に必要である。理解を広め、具体的な施策として行っていただくためにも「努める」という言い方を「行う」など明記していただきたい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
5	全般	1, 2	・県が単独で行うことは、「…努めるものとする」という努力義務ではなく、「措置を講ずる」というような義務で行ってほしいと思う。 例えば、 「…県民の理解を深めるものとする」は、「…県民の理解を深めるような活動を推進する措置を講ずる」としてほしいと思う。 「…体制の整備及び拡充に努めるものとする」は、「…体制の整備及び拡充を行う措置を講ずる」としてほしいと思う。 「…学習する機会の確保等に努めるものとする」は、「…学習する機会の確保等を行う措置を講ずる」としてほしいと思う。 ①～③について、「…努めるものとする」を、「…措置を講ずる」としてほしいと思う。 「…努めるものとする」を、「…措置を講ずる」としてほしいと思う。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
6	全般	1, 2	・「～よう努めるものとする」という記載が非常に多く、弱い感じがするので、「確保する」とか「行う」という断定的な記載の方がよい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
7	全般	1, 2	・文末が「図られるものとする、努めるものとする、推進するものとする、行うものとする、図るものとする、深めるものとする」というように、「～ものとする」という表現になっている。 「図られる、努める、推進する、行う、図る」又は「～しなければならない」という表現に変えて欲しい。 特に「第3 県の責務」については、断言する表現にすべきである。 ①～必要かつ合理的な配慮を行わなければならない。 ②～基本理念に対する県民の理解を深めなければならない。 ③観光地等において手話を使用しやすい環境の整備を行わなければならない。」と表現すべきである。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
8	全般	3	・「ろう者」という表記 ろう者のイメージは生まれつき耳が不自由で手話だけで生活している狭い範囲の人々、もう少し幅のある書きほうがよいと思う。	・当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」であると確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含まれています。
9	全般	3	・手話は難聴者、中途失聴者も生活の中で使用している。その方々を含むように、「手話を必要とする人」や「手話を言語としている人」という表現にしたほうがよいと思う(以下、条文も同様)。	・当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」であると確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含まれています。 ・「手話を言語としている人」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。
10	全般	3, 31	・「ろう者」「ろう児」の表記を「手話を使用する人(子ども)」「手話を必要とする人(子ども)」に変更してほしい。「ろう者(児)」にすると手話を使用している難聴者、中途失聴者の方々が入らない。子どもという表記は児童で良いのかどうか分からないが。	・当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」であると確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含まれています。 ・本条例案における「ろう児」は、「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒」をいい、難聴や中途失聴の児童等を含んでいます。また、「ろう児」については、豊学校に在籍する者に限定されません。 ・「手話を使用する者」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。
11	全般	5	・この条文には、ろう者の暮らしや手話の普及は挙げられているが、そのことに関わる手話通訳者の事は全く書かれていない。現実、県内で働く手話通訳者は嘱託職員やアルバイトであり、到底生計を維持できない。そのため、若い人や男性の手話通訳者が育たない状況にある(ろう者は、高齢化している通訳者の現状から、将来通訳者が居なくなるのでは？との不安を抱えている。また、男性の手話通訳者が増えることを望んでいるにもかかわらず)。また、地域でろう者の生活に関わる登録通訳者たちは、「登録」という身分(?)で、頑張っている。今、手話通訳者の養成や育成に関わっているのも、その人たちである。従って、第3か第10の後に「手話通訳者が安心、安全に働ける環境整備を行う」を入れてほしい。	・手話通訳を行う人材の確保に当たり、手話通訳者の労働環境の整備を行うことは重要であると考えていますので、手話通訳者の待遇の改善等が課題であることを前文に規定します。

○パブリックコメント意見集約表

資料1-2

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
12	全般	6	・手話言語条例制定後の調査を実施すること この条例が制定されてから、1年後に基本的施策がどの程度まで進められたかを、県として把握しておくべきと考える。 従って、「第13 手話に関する調査研究」の中に、「県は毎年5月に基本的施策の推進状況を把握するための調査を行う」ことを明記すべきと思う。	・本条例に基づく施策は、障害者計画において定めることから、その実施状況については、計画の進捗管理の中で把握されるものと考えています。
13	全般	7	・手話言語条例の見直しの規定を条例に織り込む。 条例制定後、3年後を目途に、条例の適正を見直す規定を第15として 「第15 条例の見直し 県は、本条例制定から3年後を目途に、本条例の全般的な見直しを図ることとする。」 を加えていただきたい。	・三重県議会では、「条例の見直しを不断に行うのは、議会の当然の役目である」と考えており、条例の見直しに関する規定を附則に規定します。
14	全般	35	・施策を実行するためには手話通訳者が必要である。手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業を三重県内全市町で実施し、そして手話通訳者の身分を保障し、健康管理も考えた安心安全に働ける環境整備を希望する。また、手話普及を役割とする職員の採用も希望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
15	全般	35	・手話通訳者には頸肩腕検診が欠かせない。だが、その検診を細やかにいける病院がない(以前はあった。)県立の医療機関で検診をできるよう、専門的知識を持った医師を育て、体制を整えてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
16	全般	35	・手話通訳者が正規職員として、身分保障がされ、安全・安心に働ける環境の整備が必要だと思うので、それも加えてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
17	全般	35	・手話を普及するためには、ろう者と手話通訳者等の協力だけでは限界があると思うので、手話普及職員の採用を希望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
18	全般	35	・実際に、施策を実行する為には、手話通訳者が必要不可欠と考える。手話通訳者の現状を早急に把握し、必要な措置が早急に実行されるよう要望する。 ①障害者総合総合支援法で手話通訳者派遣事業及び手話通訳者設置事業が市町村の必須事業と定められている。三重県内の全市町、実現されていない。早急に事業を実行するよう要望する。 ②手話通訳者の身分を保障すること。手話通訳者が、安心、安全に働ける環境の整備を推進するよう要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
19	全般	35	・手話通訳を担っている人の中には頸肩腕障がいという職業病になる人がいる。現在三重県で登録している通訳者は年に1回頸肩腕障がいの検診を受けることができます。ただ県内で手話通訳、頸肩腕障害の専門医は少ないかと思う。県立病院で検診が受けられるようにしてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
20	全般	35	・実際に、施策を実行する為には、市町の協力なしでは、取組めないと考える。財政上の措置を、県内各市町に行き届くように要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
21	全般	35	・災害時に具体的にできる援助を開示する。また避難訓練(全ての弱者分)の実施	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
22	全般	35	・三重県は長く広い地域にわたる。ろう者の相談窓口を各地にほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
23	全般	36	・「ろう者」と記されているが、「盲ろう者」は含まれていますか。もし含まれていない場合は、「ろう者・盲ろう者」と記していただいたほうがよい。ただし、「盲ろう者」は「ろうベース」である。手話を使ってコミュニケーションする。	・本条例案における「ろう者」は、「盲ろう者」も含んでいます。
24	全般	37	・「聴覚障がい」「障害者計画」というようにひらがなと漢字が混在しているのはなぜか説明してほしい。	・三重県では、公文書において「障害」を「障がい」と表記することとしており、条例においても、「障がい」を使用していますが、法律名及び法令上の用語を引用する際は、そのままの表記で引用することとされているため、障害者基本法、障害者計画及び三重県障害者施策推進協議会については、漢字で表記しています。
25	全般	38	・知事の2期めの政策集に『鳥取県等のいくつかの自治体において制定された「手話言語条例」について先行県の事例調査研究を行うとともに、当事者や有識者などによる委員会を設置するなどして、制定に向けた検討を行います。』と書かれていた。そしてこれに基づき、健康福祉部では、具体的な協議が始まっていたので、なぜこの条例案が議員提出になったのか説明してほしい。また、議員提出のメリットは何かも説明してほしい。	・知事が政策集に手話言語条例の制定を挙げていたことは承知していますが、議会においても、手話言語法の制定を求める意見書を可決するなどの取組を進めており、議員にも条例案の提出権があることを踏まえ、議会において手話の普及等についての政策立案を行うため、当検討会の設置が提案されました。 ・議員提出条例として検討することについては、議員が構成員となる検討会において検討することにより、多様な民意を汲み上げることができるというメリットがあります。また、部局横断的な事項についても、柔軟に検討を行うことができるというメリットがあります。 ・当検討会では、関係団体からの意見聴取や他県の条例制定状況の調査などを実施し、それらの成果を踏まえて条例案の検討を行っています。
26	全般	44	・「手話で教育を受ける権利」「手話を獲得する権利」「手話を学ぶ権利」「手話を使う権利」があることを、基本的考え方とするよう要望する。	・貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、条例案をとりまとめてまいります。

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
27	全般	48	・手話は言語であることを触れる前に、現実の聞こえない生活について考えてみてほしい。人によっては様々であるが、私自身全く聞こえない生活について何も不便を感じないわけではない。自分の声も聞こえないから、他人の声も聞こえない。まして、雷や音楽も人の歩く足音も何も聞こえない。静かな世界を歩んでいるから、周りのことについて、気がつかないこともたくさんある。また、勘違いも誤解も少ない。だから、何をどう弁解しようとも、限度があつて、思うように伝わらない。こんな辛い思いをしていることがお分かりでしょうか。人の気持ちは分からなくても、手話を使えばハツとすること、気がつくことがたくさんでくる。人と手話によって、心がつながる面もある。手話はコミュニケーションにとって必要不可欠である。聴力があればと思っても、聞こえない淋しさを想像してほしい。五体満足の当たり前から、ありがたみを感じる人間として、手話を学びませんか。政治の中に日本スポーツ庁とあるように、手話庁もつけ加えて、共に歩んでいただきたい。思いやりのある日本に変えられると嬉しい。人は人、自分は自分というひとりよがり捨てて、手話の和の中に入ってみませんか。ご理解とご協力を強く願望する。ろうあ者も同じ人間として、共に歩む人生を創って行きませんか。差別のない社会をめざしていきましょう。絶対に後悔しません。やっつけて、無駄なことはないということを感じて、共に希望をもって行きましょう。	・貴重なご意見をありがとうございます。
28	第1 目的	8	・「手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、…」とあるが、この条例は手話言語条例であり、前後の文章からしても、「手話等」ではなく、手話に限定すべきと考えます。	・「第2 基本理念」は、手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現について定めており、条文の構成上、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことを「手話等」と規定しています。
29	第1 目的	8	・「手話等に関する」とあるが、「等」とは何を指すか。手話以外にあるならば例を記載してほしい。	・「第2 基本理念」は、手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現について定めており、条文の構成上、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことを「手話等」と規定しています。
30	第1 目的	8	・「手話等」の「等」とは、コミュニケーション手段(手話、筆談、指文字等)を表していると思うが、はっきり定義してほしい。基本理念では、「手話」のみで「等」が入っていないので、「等」を入れたほうがよいと思う(以下、条文も同様)。	・「第2 基本理念」は、手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現について定めており、条文の構成上、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことを「手話等」と規定しています。
31	第1 目的	8	・「手話等」に関する基本理念。第2の基本理念と見比べると、基本理念の中には「手話」以外のことは書かれていないので、ここは「手話」だけでよいと思う。	・「第2 基本理念」は、手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現について定めており、条文の構成上、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことを「手話等」と規定しています。
32	第1 目的	8	・「手話等に関する」の「等」は何を指しているのか？ いらぬと思う。	・「第2 基本理念」は、手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現について定めており、条文の構成上、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことを「手話等」と規定しています。
33	第1 目的 第4 市町との連携及び協力	15	・「市町の責務」も入れていただくようお願いする。 ・「市町の責務」としていただきたい。	・地方分権一括法の制定以来、県と市町は対等の関係であることを踏まえ、「市町の責務(役割)」は規定せず、市町との連携協力を図る規定を設けました。
34	第1 目的	15	・県の責務や県民・事業者の役割があるのに、「市町の役割(責務)」がないのはおかしい。きちんと目的の中にも入れるべき。	・地方分権一括法の制定以来、県と市町は対等の関係であることを踏まえ、「市町の責務(役割)」は規定せず、市町との連携協力を図る規定を設けました。
35	第1 目的	39	・「その意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現」とあるが、永続的にこの方々の暮らしがどう変化したのか実態調査を含めて見ていくと受け止めていいか？	・本条例に基づく施策の実施状況について、議会として監視・評価していきたいと考えています。
36	第1 目的	50	・「相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与することを目的とする」。この目的はとても良いと思う。	・貴重なご意見をありがとうございます。
37	第1 目的	50	・～相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会～ “安全にかつ安心”という表現が、とても良いと感じた。	・貴重なご意見をありがとうございます。
38	第2 基本理念	1	・下段に「図られるものとする」とあるが、この言い方では曖昧になる。「図られるものである」ではないか。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
39	第2 基本理念	1	・図られるものとする → 図られるものである	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
40	第2 基本理念	1	・文末→～するものとなっているが、努めるとか図る、しなければならないが良い。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
41	第2 基本理念	10	・条文にある手話等に対する基本的認識のほか、「聴覚障がいに対する知識の向上を図り、聴覚障がいへの理解を深める」というようなことも、基本的認識に入れてほしいと思う。なぜ手話等が必要なのか、聴覚障がいとはどういうことなのか、何が聴者と違うのか、という事を手話と同時に知ることによって手話等の必要性や聴覚障がいへの理解を深めてほしい。また、教育活動や広報活動の方法も変わってくるのではないかとと思う。	・本条例案では、目的において共生社会の実現を図ることを規定しており、手話に関する学習等を通じて、共生社会についての理解を深める中で、聴覚障がいや手話の必要性についての理解が深められるものと考えています。
42	第2 基本理念	11	・「ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むため」とあるが、「又は」ではどちらかという意味になるので、ここは、「及び」のほうがよい。	・「日常生活又は社会生活」における「又は」は、いずれか一方に限定するものではありませんが、誤解されるおそれがあることを踏まえ、「及び」に修正します。
43	第2 基本理念	11	・「日常生活又は社会生活を営むために」…「又は」はしっくりこない。「日常生活及び社会生活を営むために」が良い。	・「日常生活又は社会生活」における「又は」は、いずれか一方に限定するものではありませんが、誤解されるおそれがあることを踏まえ、「及び」に修正します。
44	第2 基本理念	11	・「日常生活又は社会生活」とあるが、「及び」のほうがよい。	・「日常生活又は社会生活」における「又は」は、いずれか一方に限定するものではありませんが、誤解されるおそれがあることを踏まえ、「及び」に修正します。

○パブリックコメント意見集約表

資料1-2

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
45	第2 基本理念	11	・「日常生活又は社会生活」を営むために、というところは、日常生活か社会生活かのどちらかということではないので、どちらも営むために必要なことなので、「日常生活及び社会生活」とすべき。	・「日常生活又は社会生活」における「又は」は、いずれか一方に限定するものではありませんが、誤解されるおそれがあることを踏まえ、「及び」に修正します。
46	第2 基本理念	11	・～ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために～ “又は”でなく“及び”として欲しい。 「第2 基本理念 ～ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために～」と表現した方がよい。	・「日常生活又は社会生活」における「又は」は、いずれか一方に限定するものではありませんが、誤解されるおそれがあることを踏まえ、「及び」に修正します。
47	第2 基本理念	12	・「又は他人との意思疎通を」について…意思疎通は家族や友人との場合もある。他人ではなく、「他の人との意思疎通を」とした方がよい。	・「又は」については、情報の取得、意思表示と他人との意思疎通を接続するために必要な用語として使用しています。「日常生活又は社会生活」における「又は」と同様に、「及び」に修正します。 ・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
48	第2 基本理念	12	・又は他人との意思疎通 → 他の人との意思疎通 (他の条文も「他人」→「他の人」に変更)	・「又は」については、情報の取得、意思表示と他人との意思疎通を接続するために必要な用語として使用しています。「日常生活又は社会生活」における「又は」と同様に、「及び」に修正します。 ・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
49	第2 基本理念	12	・～その意思を表示し、又は 他人との意思疎通を～ “又は”という表現は省いたほうがよい。“他人”という表現には、違和感がある。他人とすると家族が含まれなくなる。 「第2 基本理念 ～その意思を表示し、他の人との意思疎通を～」と表現した方がよい。	・「又は」については、情報の取得、意思表示と他人との意思疎通を接続するために必要な用語として使用しています。「日常生活又は社会生活」における「又は」と同様に、「及び」に修正します。 ・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
50	第2 基本理念	12	・他人→他の人が良い	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
51	第2 基本理念	12	・上から4行目「又は他人との」とあるが、この「又は」は不必要。また、「他人」ではなく、「他の人」とすべきだと思います。	・「又は」については、情報の取得、意思表示と他人との意思疎通を接続するために必要な用語として使用しています。「日常生活又は社会生活」における「又は」と同様に、「及び」に修正します。 ・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
52	第2 基本理念	12	・又は→省く	・「又は」については、情報の取得、意思表示と他人との意思疎通を接続するために必要な用語として使用しています。「日常生活又は社会生活」における「又は」と同様に、「及び」に修正します。
53	第3 県の責務	1	・①「必要かつ合理的な配慮を行わなければならない。」にする。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
54	第3 県の責務	1	・②「県民の理解を深めなければならない。」にする。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
55	第3 県の責務	1	・責務については断言する表現にすべきと思う。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
56	第3 県の責務	1, 2	・①②③について、県の責務を定めた事項なので、文末を「～しなければならない」にすべき。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
57	第3 県の責務	14	・ろう者の観光旅客だけを対象とするのではなく、滞在外全般を考えてほしい。	・本条例案では、ろう者である観光旅客のほか「ろう者である滞在外者及び来訪者」を規定し、滞在外全般についての対応を定めています。
58	第3 県の責務 第4 市町との連携及び協力	15, 17	・第4との関連があるので、①②の次に新しい③として、「促進にあたって、県は市町と連携し、協力する」を加え、現在の③を④とする。 ・ここは、はっきりと市町の役割として位置づけてほしい。県条例なので、そこまで入り込めないという思いは分かるが、実際に県民への理解を広めていくのは、市町の役割が大きいと考える。そこで、県としてもきちんと協力をするので(第3の③)、市町が真摯に取り組める仕組みが必要と考える。従って、第4は、県ではなく、【市町は、～市民町民の理解の促進を行う】という項目に改めてほしいと考える。	・地方分権一括法の制定以来、県と市町は対等の関係であることを踏まえ、「市町の責務(役割)」は規定せず、市町との連携協力を図る規定を設けました。 ・「市町との連携協力」については、責務とは異なることから、第4として別に規定しています。

○パブリックコメント意見集約表

資料1-2

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
59	第3 県の責務 第4 市町との連携及び協力	17	・③を④にする。 ・第3 県の責務の③に「市町と連携し、協力しなければならない」を入れる。	・「市町との連携協力」については、責務とは異なることから、第4として別に規定しています。
60	第3 県の責務	35	・視覚障がい者のための養護老人ホームは昭和46年に設立されているが、聴覚障がい者のための老人ホームはない。聞こえない人が安心して入所できるよう職員と手話でのコミュニケーションのできるろう者の老人ホームの設立を要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
61	第3 県の責務 第6 事業者の責務	35	・交通機関(各駅の構内等)の案内が必要。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
62	第3 県の責務 第9 手話通訳を行う人材の育成等	35	・現在、行政で手話通訳者として正規の職員を置いているところはない。職業として選択して食べていける身分と報酬を保障することが必要。行政の場から始めてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
63	第3 県の責務	40	・～手話を使用しやすい環境の整備を推進し、～ 具体的にどのような環境を指すのか分かりにくい。 例えば、県庁、警察、消防、病院、学校等と解釈して良いのか。分かりやすく明記したほうがよい。	・「手話を使用しやすい環境の整備」としては、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話による情報の発信等、手話通訳者の養成(人材育成)及び派遣などを想定しています。
64	第3 県の責務	40	・「手話を使用しやすい環境の整備を推進し」とあるが、例えば、県庁、警察、消防、病院、保健所、学校等 公共的な場と解釈しても良いのか。	・「手話を使用しやすい環境の整備」としては、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話による情報の発信等、手話通訳者の養成(人材育成)及び派遣などを想定しています。
65	第3 県の責務	41	・「手話通訳者」と「手話通訳者等」の区別ははっきりしてほしい。	・本条例案における「手話通訳者」とは、障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知で示されている手話通訳者(国の試験に合格し、登録を受けた「手話通訳士」と都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において登録された「手話通訳者」)をいいます。 ・「手話通訳者等」の「等」は、「手話奉仕員」などを想定しています。
66	第4 市町との連携及び協力	15	・～県の責務並びに県民及び事業者の役割を～ 第4は、「市町との連携及び協力」ではなく「市町の責務」とし、 「第1 目的 ～県の責務、市町の責務並びに県民及び事業者の役割を～」と表現した方がよい。	・地方分権一括法の制定以来、県と市町は対等の関係であることを踏まえ、「市町の責務(役割)」は規定せず、市町との連携協力を図る規定を設けました。
67	第4 市町との連携及び協力	15	・新たに市町の役割(責務)を記載すべき。	・地方分権一括法の制定以来、県と市町は対等の関係であることを踏まえ、「市町の責務(役割)」は規定せず、市町との連携協力を図る規定を設けました。
68	第4 市町との連携及び協力	17	・第4も「市町との連携及び協力」という、県の責務なので、第3の④とし、文末は「市町と連携し、協力しなければならない」とすべき。	・「市町との連携協力」については、責務とは異なることから、第4として別に規定しています。
69	第5 県民の役割	1	・①「努める。」にする。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
70	第5 県民の役割	19	・「第5 ②～県の施策を推進するために協力し、～」と表現した方がよい。	・「施策を推進するために協力する」と規定すると、その範囲が限定的になる可能性があることなどから、「県の施策に協力し」と規定しています。
71	第5 県民の役割	42	・②普及に努めるものとする。⇒育成はどうやって？	・手話通訳を行う人材の育成については、基本的施策として県が行うものとしており、研修の実施などが想定されています。
72	第6 事業者の役割	1	・「配慮を行う。」にする。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
73	第6 事業者の役割	20, 22	・三重県においては、障がい者雇用において、全国最下位という状況にあった。一部改善されたとはいえ、事業者の障がい者に対する理解・支援は甚だ心許ない状態にあると思う。 今回の手話言語条例案においても、第6条の事業者の役割は、努力義務であって、必須ではない。 大手の事業者(上場企業・これに準ずる企業)においては、合理的な配慮を行うことを必須とし、具体的な例示をすべきかと思う。 例えば (1)ろう者に対するサービス ①企業案内(工場見学案内)のビデオは、手話通訳付き、字幕付のものとする。 ②従業員500名規模以上の事業所においては、手話通訳者の資格を持つ者を正規職員として雇用し、総務または人事若しくは健康管理を担う部署に配属する。 (2)ろう者を雇用するとき 条文の「手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。」では事業者は具体的に何をしたいのか理解できないのではないかと。 ①ろう者の面接試験等においては、手話通訳者を付ける。 ②採用後の、上司との面接等においても手話通訳者を付ける。 ③ろう者の入る会議においては必ず手話通訳者を付ける。 ④聞こえないからといって、排他的な行為をしないように従業員に対して教育する。 等を例示的に上げておくべきではないか。	・事業者には様々な規模の形態、業種が存在し、それぞれの事業者が実施する「合理的な配慮」の内容にも違いが生ずると考えられることから、条文上は例示をしないものと整理しています。 ・合理的な配慮の例については、条例の運用の中で具体化が図られることが望ましいと考えています。 ・障害者雇用促進法が雇用関係について合理的な配慮を義務付けていることを踏まえつつ、本条例案では、さらに手話の使用に特化して合理的な配慮を定めていることから、その点を考慮し、努力義務としています。

○パブリックコメント意見集約表

資料1-2

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
74	第6 事業者の役割	21	・「ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を…」と、あるが、手話を使わないろう者もいるので、手話の使用だけでなく、筆談やIT機器等を利用した方法についても配慮をすることを書き込めないか。	・本条例案は手話に関する施策を推進するものであることから、手話に特化しています。
75	第6 事業者の役割	23	・追記してほしい。 尚、県内のハローワークには手話協力員が配置されているので、聴覚障がい者の雇用、定着指導の際にはハローワークと連携をとること。	・聴覚障がい者の雇用等に関してハローワークとの連携は重要なことと考えていますが、本条例案は、手話に関する施策を推進するものであり、その趣旨からは、雇用、定着指導に関して規定することはなじまないと考えています。
76	第7 計画の策定	24	・手話に関する部会について、メンバーについては読み取れないが、当事者等(ろう者等や手話通訳者)は入るか。条例の制定が目的ではなく、条例を利用して環境を整備していくことが目的だと思うので、是非、当事者等を入れてほしいと思う。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
77	第7 計画の策定	24	・三重県障害者施策推進協議会の手話に関する部会の委員構成には当事者団体である三重県聴覚障害者協会、及び関係団体である三重県手話通訳問題研究会や三重県手話サークル連絡協議会などを入れてほしい。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
78	第7 計画の策定	24	・施策に関しては、PDCAが大切だと思いますので、是非当事者団体と関係団体からメンバーの選出をしていただき、PDCAが出来る体制としていただくようお願いする。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
79	第7 計画の策定	24	・この協議会に手話に関する部会を立ちあげる場合は「盲ろう者」もメンバーの一員として入れていただくほうがよい。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
80	第7 計画の策定	24	・手話言語条例制定後に向けて、障害者施策推進協議会に手話に関する部会を設置すべきであると考え。その際、関係団体(三重県聴覚障害者協会、三重県手話通訳研究会、三重県手話サークル)は必ず入れたほうがよいと考える。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
81	第7 計画の策定	35	・三重県障害者施策推進協議会に手話に関する部会を設置する旨記載されている。基本計画、基本事項として、以下の検討事項を要望する。 ①基本方針、推進目標、基本施策が円滑な運営を行うための支援に関する事項。②全ての生活領域における手話の使用環境の改善に関する事項。③手話の実態調査及び研究に関する事項。④手話の教育に関する事項。⑤手話の普及に関する事項。⑥手話通訳者の養成に関する事項。⑦全市町への手話通訳者設置に関する事項。⑧手話の情報化に関する事項。(遠隔情報通信サービス、電話リレー、インターネット、手話での三重県紹介動画等、IT関連事項、企業との共同開発等)⑨手話の発展のための民間活動に関する事項⑩条例の制定、改正に関する事項。⑪不服申し立てに関する事項。⑫その他、手話に関する必要な事項。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
82	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	12	・「他人」は「他の人」の表現のほうがよい。	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
83	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	12	・②～その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る～ “他人”という表現には、違和感がある。他人とすると家族が含まれない。 「第8 ②～その意思を表示し、及び他の人との意思疎通を図る～」と表現した方がよい。	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
84	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	12	・②の「及び他人の」を「及び他の人の」に変更する。	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
85	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	25	・「第8 ①～県政に関する情報を～」とあるが、県政に関する情報のみに限定するのか? “県政に関する”は省き「第8 ①～情報を～」と表現を変えた方がよい。	・第8の①では、県が行うものを規定するという観点から、県政に関する情報の円滑な取得等を規定しています。他方で、日常生活における情報の取得等に関しては、②において規定しています。
86	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	25	・①「県政に関する」はなくす。	・第8の①では、県が行うものを規定するという観点から、県政に関する情報の円滑な取得等を規定しています。他方で、日常生活における情報の取得等に関しては、②において規定しています。
87	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	25	・「県政に関する情報」とあるが、情報は県政のみに限定するのか。	・第8の①では、県が行うものを規定するという観点から、県政に関する情報の円滑な取得等を規定しています。他方で、日常生活における情報の取得等に関しては、②において規定しています。
88	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	27	・手話通訳が必要なのはろう者だけではない。手話の分からない聞こえる人も手話通訳が必要である。手話通訳は双方向から必要であることを認識していただきたい。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。第8では、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。
89	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	27	・手話通訳者はろう者だけに必要なのではなく、手話のできない聞こえる人にとっても必要なので、「及び他人との意思疎通を図る」を「及びろう者と他の人の双方が意思疎通を図る」とすべき。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。第8では、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。

○パブリックコメント意見集約表

資料1-2

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
90	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	28	・「手話通訳者等の派遣」の「等」を削る。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができるとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところ です。
91	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	28	・②「手話通訳者等の派遣」とあるが、これでは資格を持たない、手話で少し話ができる人も派遣の対象になってしまう危険性が高いので、「等」は抜かなければならないと考える。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができるとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところ です。
92	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	28	・「手話通訳者等の派遣」を「手話通訳者の派遣」に変更してください。手話通訳者資格を有する人の派遣としてほしい。 「手話通訳ができる」のと「手話ができる」ことは違います。 「手話ができる」には個人差が生じます。有資格者は試験を受け、一定のレベルに到達しています。この表記だと、資格がない人も派遣されると受け止められてしまいます。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができるとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところ です。
93	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	28	・「手話通訳者等の派遣」となっているが、「手話通訳者」と「手話を使用することができる者」とは、はっきり区別する必要があるため、派遣するのは「手話通訳者」だけである。したがって、「手話通訳者等」ではなく、「手話通訳者」とすべき。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができるとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところ です。
94	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	28	・②～手話通訳者等の派遣、～とあるが、第3に、「ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者を「手話通訳者等」という」としている。 手話通訳者以外の者が、派遣されるのは困る。派遣に関しては、「手話通訳者」とするべきである。 「第8 ②～手話通訳者の派遣、～」とするべきである。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができるとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところ です。
95	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	28	・②について、ろう者が日常生活において意思表示及び意思疎通を図るための派遣を担うのは、手話通訳資格等ではなく、手話通訳資格保有者であると考え。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができるとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところ です。
96	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等 第9 手話通訳を行う人材の育成	28	・「手話通訳者等の派遣」→「手話通訳者の派遣」に変えてほしい。「等」を省いてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができるとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところ です。
97	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等 第9 手話通訳を行う人材の育成	28	・「手話通訳者等の派遣」とあるが、手話通訳として派遣するのは「手話通訳者」(試験合格者)だけとするべき。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができるとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところ です。
98	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等 第9 手話通訳を行う人材の育成	28	・「手話通訳者等の派遣」の「等」は抜いていただくようお願いする。手話に関わる全ての方が活動は協力して行うが、手話通訳の派遣については、資格を持った手話通訳者のみである。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができるとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところ です。
99	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・今の支援センターのような、相談支援・情報提供・災害支援をする拠点を南部にも北部にも持つ方がいいと考える。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
100	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・①～情報通信技術の進展その他社会の～ 手話通訳電話リレーサービスの環境整備を具体的に進めるよう要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
101	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・情報通信技術の進展等については、手話通訳の電話リレーサービス等、具体的な環境整備を要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
102	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等 第9 手話通訳を行う人材の育成	35	・手話が言語として認められ、手話を使用して社会参加されている方の活躍の幅が今後大きく広がることが予想されますが、それは、意志疎通を担う手話通訳者に求められる役割が広く、重くなるとも言える。この役割を担うためには、通訳者の数が圧倒的に不足しています。これでは一部の人の負担の上に成り立っている状態であり、社会参加の広がりは期待できない。 是非、手話通訳者が増えるように、公的機関に配置する設置通訳者の正規雇用及び、配置人数の増員。手話通訳派遣制度で動いている登録手話通訳者の身分の安定及び向上をお願いする。 設置通訳以外にも公的機関での職員採用試験の際に手話通訳者資格保有者を手話言語取得者としての資格認定をしていただき、採用時の加点ポイントとしていただき、正規職員として採用をしていただければ、様々な部署に手話通訳資格者が正規職員として業務を行う環境が出来、聞こえない人の生活上での相談がよりしやすくなり、聞こえる人にとっては、仕事と結びつく事により、手話通訳を目指す人が増えると考えられる。 様々な部署に手話通訳資格者がいる事で、聴覚障がい者の施策に対しても幅広い観点での立案等ができると思う。 手話通訳資格者が正規職員としていて、設置通訳者の移動が可能となり、通訳業務を担い続ける偏った負担が軽減され、健康問題に対しても良い環境が作れると考える。 又、人事移動があることで固定された人だけでの確認ではなくするため施策実施時の問題に対しても、複数人での確認となり、より良い行政サービスに結びつくと考え。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。

○パブリックコメント意見集約表

資料1-2

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
103	第9 手話通訳を行う人材の育成等	5	・災害や感染症の流行等の情報は、速やかに得る必要がある。また、医療現場や社会参加のためにも、手話は必須である。情報のバリアフリー化のためには、手話通訳者の育成が喫緊の課題である。 * 手話通訳者の養成・派遣・設置の制度の充実 * 手話通訳者の労働条件の改善・身分保障の強化等のより具体的な文言を入れたほうがよい。	・手話通訳を行う人材の確保に当たり、手話通訳者の労働環境の整備を行うことは重要であると考えていますので、手話通訳者の待遇の改善等が課題であることを前文に規定します。
104	第9 手話通訳を行う人材の育成等	27	・～ろう者が手話通訳者～ 「ろう者が」だけではなく、手話通訳者は、ろう者と手話の分からない聴者、双方向に必要であり、手話通訳者が必要なのは、聞こえる手話の分からない人も必要であるという認識をしよう望する。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。ここでは、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。
105	第9 手話通訳を行う人材の育成等	27	・ろう者が手話通訳者～とあるが、手話通訳は手話の分からない聴者、双方向に必要であると認識するように要望する。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。ここでは、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。
106	第9 手話通訳を行う人材の育成等	28	・「手話通訳者の派遣等」の表現が合っている。派遣できるのは、手話通訳者だけであるので、手話通訳者「等」は、省くべきだと思う。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところと一致します。
107	第9 手話通訳を行う人材の育成等	28	・文中 手話通訳者等 の等を抜く(第8に理由は同じ)	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところと一致します。
108	第9 手話通訳を行う人材の育成等	28	・第8②と同様「手話通訳者等」を「手話通訳者」に変更してほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところと一致します。
109	第9 手話通訳を行う人材の育成等	28	・第8と同じ理由で、「手話通訳者等の派遣」→「手話通訳者の派遣」とすべき。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところと一致します。
110	第9 手話通訳を行う人材の育成等	28	・～ろう者が手話通訳者等の派遣等による～ “等”は不要。 「第9 ～ろう者が手話通訳者の派遣による～」とすべきである。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところと一致します。
111	第9 手話通訳を行う人材の育成等	28	・市町その他手話通訳事業を行うものと連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等に… 等を外し手話通訳者(士、者)に限定してほしい。 自分の名前だけが表現できる者でも手話ができる事になっている。 通訳ができる事と、手話ができる事は全く違う。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところと一致します。
112	第9 手話通訳を行う人材の育成等	35	・小学校、中学校で手話学習の時間を作って、興味を持った児童、生徒には、手話サークル等があることを教えていただいて、もっと進んだ手話学習に導いてもらう。それがひいては手話通訳の養成につながると思う。病院、役所等の公的な場所には手話通訳の資格を持った人材配置が不可欠だが、みどりの窓口等の生命に直結しない場には、有資格者でなくとも、「手話ができる人」でもよいように思う。そうすればもう少し人材の確保がたやすくなるのでは。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
113	第9 手話通訳を行う人材の育成等	35	・「指導者の育成に努め…体制の整備及び拡充に努める」…三重県の現状では手話通訳者が育っても職業につなげていない。優秀な手話通訳者でも生活のため、他に職業を持ちながら片手間で手話通訳を行っている状態である。十分な情報保障を行うためには是非とも三重県の正規職員として手話通訳者を雇用し市町に広げてほしいと思う。手話通訳者にも「安全にかつ安心して」通訳業務ができるような保障をお願いする。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
114	第9 手話通訳を行う人材の育成等	35	・人材の育成は必須であるが、現状では資格を有しても仕事として正規雇用されて働く場がない。三重県では四日市市民病院の設置手話通訳者のみである。資格を有する人の正規雇用を推進してほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。

○パブリックコメント意見集約表

資料1-2

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
115	第9 手話通訳を行う人材の育成等	35	・体制づくりの中に、三重県内の各市町村役場に手話通訳ができる正規雇用された職員を配置することや、役場窓口到手話通訳を設置することも加えてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
116	第9 手話通訳を行う人材の育成	35	・登録通訳者の身分を見直し、身分の向上を求めます。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
117	第9 手話通訳を行う人材の育成等	35	・現在、県内の手話通訳者は40代以上の人が多いと思う。「人材の育成」と一言でいっても、「手話通訳」が魅力ある仕事にならないと人材は育たないと思う。具体的なことにはなりますが、手話通訳士の資格を持っていると県職員の採用試験時に加点される、手話通訳の資格を持った人を正規職員として毎年採用するなどを考えてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
118	第9 手話通訳を行う人材の育成等	35	・県に正規の設置通訳者いない現状はどう考えてもおかしい。これを機会に、設置通訳者の業務をきちんと認識し、是非三重県として正規の手話設置通訳者を置いてほしい。(設置通訳者の正規化を強く望みます。)	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
119	第10 手話の普及等	1, 2	・「促進する」に変更する。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
120	第10 手話の普及等	35	・③県は、手話に関する学習が共生の精神の涵養に資することを～手話を学習する取り組みを具体的に進めるためには、指導する役割の専任職員を採用することを要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
121	第10 手話の普及等	35	・県及び市町職員は、「聴覚障がい及び手話に関する研修」を受けるよう要望する。現状は、障がい特性も理解しないまま、筆談で十分という考え方の職員が対応し、ろう者に不利益が生じている。早急に解消することを要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
122	第10 手話の普及等	35	・県内全ての小学校で手話の学習を取り入れ、手話のできる指導者の養成、手話のできる職員の採用を促進する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
123	第10 手話の普及等	35	・広く周知してほしい。時間と予算の確保をお願いする。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
124	第10 手話の普及等	35	・三重県内全ての小学校で手話の学習を取り入れることを明記してほしい。普及するための職員雇用を希望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
125	第10 手話の普及等	35	・県内すべての小学校又は中学校で、手話の学習を取り入れることを明記し、必須事業とすることを要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
126	第10 手話の普及等	35	・手話通訳者の育成にもつながるが、英語は小学校・中学校・高校・大学で授業をうけても全員が英語通訳者になれるわけではない。手話はそのベースを作る環境も整っていない。県立高校で手話を習得できる環境を整えてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
127	第11 ろう児等の手話の学習等	1	・④について、「連携を図る」に変更する。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
128	第11 ろう児等の手話の学習等	1, 2	・①について、「措置を講ずる」に変更する。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。

○パブリックコメント意見集約表

資料1-2

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
129	第11 ろう児等の手話の学習等	1, 2	・②について、「及び支援を行う」に変更する。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
130	第11 ろう児等の手話の学習等	1, 2	・③について、「学習の機会を確保する」に変更する。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
131	第11 ろう児等の手話の学習等	35	・①について、ろう児に関わる教職員のろう教育に関する専門的な力量を育てることを考えてほしい。まだまだ充分ではないと考える。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
132	第11 ろう児等の手話の学習等	53	・ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保することは、とても良いことだと思う。ろう児が教育を受ける際に、使用言語として手話を選べる環境を作るためには、保護者の理解も必要だ。	・貴重なご意見をありがとうございます。
133	第12 事業者への支援	1, 2	・「支援を行う」に変更する。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
134	第12 事業者への支援	35	・企業と県を結ぶために労働局に窓口を作ってほしい。労働局が得た情報を各地のハローワークと連携し、企業への支援とする。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
135	第12 事業者への支援	43	・第6との関係において第12が定められているが、ここでいう「必要な支援を行うように努める」とは具体的にどのような支援をイメージされているのか。 * 事業経営者は、「手話通訳(者)」「手話通訳者の派遣」「手話通訳者の養成」「手話通訳者の設置」等の制度等にどれほどの理解と認識があるのか。県として、あるいは県議会として、手話言語条例が採択された時には、「各市町の労働基準監督署」「警察署」「三重県経営者協会」「各市町の商工会議所」等に、条例制定の趣旨、事業者が配慮すべきことを具体的に通知すべきものと思う。	・ろう者がサービスの提供を受けるなどの場合に手話を使用しやすいよう、従業員に手話の研修を受講させるといった取組を行うことなどが考えられ、こうした取組を行いやすくするために手話通訳者を派遣することなどが想定されています。
136	第13 手話に関する調査研究	35	・手話に関する調査研究を期待する。社会福祉法人全国手話研修センターの日本手話研究所との連携も期待したい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
137	第14 財政上の措置	34	・「財政上の措置」の条項に「努める」が入っていると執行部の職員は、「予算化は努力しているのだが」を繰り返すだけである。市町の手話通訳者等を全員正規職員として採用していただきたいので、「努める」は削除し、「講じなければならない」または「講ずるものとする」に変更してほしい。	・当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめています。
138	第14 財政上の措置	34	・「措置を講ずるよう努めるものとする」は、はっきり、「措置を講ずる」とすべき。	・当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめています。
139	第14 財政上の措置	34	・「措置を講じなければならない」に変更する。	・当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめています。
140	第14 財政上の措置	35	・障害者総合支援法で手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業が市町村の必須事業として定められているが、それを担当している職員はほとんどが正規職員ではない。病院、相談、講演会などさまざまな分野での派遣をコーディネートしたり、通訳に行った時に困ったこと悩みなど、通訳者の相談、きこえない人からの相談、通訳に出かけたり、事務処理など多忙で責任ある仕事だと思う。また、障がい福祉課だけでなく、いろいろな部署とも関連のある仕事だと思う。なので、各市町の設置通訳者を正規職員にしてほしいと思う。そのための財政上の措置を要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。

○関係団体意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
1	全般	3	<p>・「ろう者」の言葉について この条例案における「ろう者」の表記は、「手話が必要な人」とするのが良いか考える。 理由は以下の3点である。 ①手話を使用するのは、ろう者だけとは限りません。中途失聴者や難聴者にも手話を使用する方がおられる。 私たちが求める条例はろう者のためではなく、手話を使用する県民(ろう者や難聴者、中途失聴者も含む)が、あらゆる場面で手話による意思疎通を行い、社会参加が保障され、安心して暮らせる三重県となることを求めている。 ②医学的区分では「全く聞こえないもの(両耳100デシベル以上)」を「全ろう」としますが、法律にはろう者という定義はない。 アイデンティティや文化の面から、ろう者の言葉を使用することについては、個人や団体の自由であると考えますが、社会の仕組みづくりや法に準ずる意味合いを持つ条例においては、できる限り、法律で使用されている語句の範囲内であってほしいと思う。 ③「ろう者」は自ずからのアイデンティティにより称するものであり、条例で定義づけるのは、逆に危険である。 難聴者や中途失聴者が手話を覚えれば、その人はろう者となるものなのか、また医学的区分で全ろうとされた人が手話ができれば、難聴者としなければならないのか、となる。 ろう者、難聴者、中途失聴者それぞれ、本人のアイデンティティによって、本人が称するものであり、条例で定義づけるものは、逆にレッテル貼りになるように感じる。 だからこそ、条例では「ろう者」ではなく、手話を必要としているろう者や難聴者、中途失聴者のために、「手話が必要な人」という言葉を使ってほしい。</p>	<p>・当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」であると確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含んでいます。 ・「手話を使用する者」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。</p>
2	全般	3	<p>・「ろう者」の言葉を条例に使うのは抵抗があります。だれが、ろう者と決めるのか。自分でろう者というの は構わないが、 伊勢市や松阪市の手話条例では、「手話を使用する市民」という言葉である。「手話を使用する県民」としてはどうか。</p>	<p>・当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」であると確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含んでいます。 ・「手話を使用する者」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。</p>
3	全般	3	<p>・「ろう者」の表記について、「手話が必要な人」として、定義を大きくすることにより、聴力には関係なく社会参加をする上での意思疎通を手話でされている方全般としたほうが良いか考える。</p>	<p>・「手話を使用する者」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。</p>
4	全般	3, 31	<p>・「ろう者」、「ろう児」は、他の聞こえない者や、聴覚障がい者に対して対象外だと思われる。手話は「ろう者」「ろう児」だけのものではない。聴覚障がい者は聞こえ方には一人ひとり大きな差異があるので、それぞれ手話を使うときもある。聴覚障がい、盲ろう者、中途失聴者難聴者への理解や対応も考える必要があると思う。「聴覚障がい者」または「聞こえの不自由な者」が良いと思う。</p>	<p>・当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」であると確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含んでいます。 ・本条例案における「ろう児」は、「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒」をいい、難聴や中途失聴の児童等を含んでいます。 ・「手話を使用する者」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。 ・「手話を必要とする子ども」や「聞こえない子ども」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう児」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。</p>
5	全般	4	<p>・日本手話や日本語対应手話などいろいろな考え方や名称があるが、この条例は「手話」という言葉を使っているのは良いと思う。障害者基本法などでも「手話」という言い方であるから。 でも、手話が言語であることをなおさら強調するために、「手語」という言葉にしてもいいと思う。中国や韓国では手話を「手語」と言っているの、思いきって、国際的な表現の「手語」としてもいいのではないか？</p>	<p>・本条例案では、一般的な表現である「手話」を使用しています。</p>
6	全般	35	<p>・手話通訳者の健康問題として、手話通訳労働に於いて手話通訳者が行っている同時通訳などの高いレベルでの判断を瞬時にやり、指、肘、腕を胸の前で保持したまま手話を行う事により、中枢神経や肉体的に疲労を生じる。 この疲労蓄積により、頸肩腕症候群の発症に至ることがあり、手話通訳者の職業病といわれている。 この疾病の発症予防のため啓蒙や、手話通訳者に対して一年に一度の問診は、三重で行われているが、問診後の診察を行う医療機関が乏しく、十分な診察を受けられる状況には至っていない。手話通訳者が健康に通訳活動を続けられるよう、県立医療機関に頸肩腕症の診察が出来る医師の配置を要望する。</p>	<p>・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。</p>
7	全般	35	<p>・手話通訳者をプロフェッショナルとして認めたい。若者が夢や目標に向かって進んでいることが大事ですので、大事に育てて目指す若者を増えたい。正規職員化を多く増やして、自分に自信と誇りを持ってあげたい。</p>	<p>・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。</p>

○関係団体意見集約表

資料1-3

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
8	全般	35	・「手話言語条例を制定した市町への支援」を新しく条項に設けてほしい。 県だけでなく、市町が手話言語条例を制定すれば、さらに大きな効果をあげられるものと思う。すでに条例を制定した伊勢市や松阪市、そして今後市町が条例を制定する取り組みを支援、促進するために、手話言語条例を制定した市町への支援という項目があると良いと思う。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
9	全般	35	・手話を使用しやすい環境を、職場や病院、観光施設等あらゆる場で進めてほしいと思う。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
10	全般	35	・警察署や市町所、消防署、病院などの公的な所にぜひ手話をPRしてほしいです。緊急の時に簡単なコミュニケーションが出来たほうが時間を短縮にできるので、職員たちも学んでほしいです。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
11	全般	45	・文章の意味、内容が分かりにくい。	・本条例の内容については、広報啓発活動において、分かりやすい周知が図られるものと考えています。
12	全般	45	・文章の弱い我々にとって手話条例の内容が難しいので、分かりやすい文章に改良したり、手話のついた条例DVDを作ってもらいたい。または、分かりやすいパンフレットも作ってほしい。	・本条例の内容については、広報啓発活動において、分かりやすい周知が図られるものと考えています。
13	全般	46	・「手話」の言葉について この条例案が「手話」という表記で統一されていることに、大きな賛同を表す。 日本手話・日本語対応手話と分ける考え方があるのは確かだが、それが言語学から見て正しいかどうかはさておき、もし、そうなら日本手話で生きている人、日本語対応手話で生きている人、どちらも尊重はしなければならない。どちらのこともばを使用するかというようなことをするのは、新たな差別を生むことにつながるのではないか。 私たちろう者は昔から長年、差別を今まで受けており、差別のつらさはわかっている。その私たちが新たな差別を生むようなことはできない。どちらも尊重することが必要である。 だからこそ、条例では日本手話・日本語対応手話も全て含む、「手話」という言葉を使ってほしい。 また、私たちが求める手話条例は、手話の定義について定めるものではない。松阪市・伊勢市の条例でも「手話」の定義はない。 私どもが条例に求めるものは、この条例案にある「目的」と一致している。	・貴重なご意見をありがとうございます。
14	全般	47	・手話を使って意思疎通をはかる、聞こえないもの、聞こえるものすべての人権と権利が保障される手話言語条例となるよう条文の作成がなされるよう、要望する。	・貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、条例案をとりまとめまいります。
15	全般 第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	49	・まず、こうした条例の動きに関しては、諸情勢の流れに則った大切な取り組みであることは評価したい。 ただ、県および市は、ろう者と手話通訳者等との連携などについて、現状をどのように把握されているのかを知りたい。というのも、障がい者と健常者の垣根のない本来あるべき公平・平等な世の中であることを前提としているが、ろう者側の意見を尊重“しすぎる”ように感じるが多々ある。特に、ろう者が何らかのイベントや事業に参加する場合や、公共施設を利用する際に手話通訳者等を派遣する際の費用を施設側が負担することになる。 だが、ろう者が手話通訳者等に依頼する場合は、施設負担ではなく、行政負担になるという現状がある。これを全て行政負担、もしくは施設負担に傾くだけでは、本来の公平・平等ではないように感じる。決して障がい者を排除するような意見ではないと前置きしつつ、障がい者と健常者の垣根のない関係を保ちたいのならば、ろう者側の強い要望にだけ傾くことなく、公平・平等の視点で、ろう者側からの歩み寄りも必要性を強く感じる。でないと、将来的に条例に縛られた健常者側からの不満が噴出しかねない。結果として名目上のバリアフリーでしかなくなり、継続的な取り組みとして成立しない恐れがあると感じる。	・貴重なご意見をありがとうございます。
16	第1 目的	9	・5行目の「共生社会」ですが、共生社会の前にまず聴覚障がい者の社会参加を妨げている「社会的障壁」がなくなると、共生社会には程遠いと思う。 障害者差別解消法や障害者権利条約にある「社会的障壁の除去」の文言を条例に入れてほしい。 6行目の「ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現」を、「ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会的障壁のない社会の実現」としてほしい。	・目的に規定する「ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会」には、社会的障壁のない社会という趣旨が含まれています。 ・本条例案では、県の責務として、「手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行う」と規定しており、社会的障壁の除去に関する内容を規定しています。
17	第1 目的	50	・「共生社会の実現が明文化されている」、「手話に関係する聞こえる人も含めている」ことが明文化されているところは、良いと思う。	・貴重なご意見をありがとうございます。
18	第2 基本理念	12、27	・「他人」という表記は、家族は含むのかどうか？ 「又は手話を必要とする者と他者が双方の意思疎通を図る手段」という表記にしようか。	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。 ・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。ここでは、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。

○関係団体意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
19	第2 基本理念	12、27	・4行目「又は他人との意思疎通を図る…」 「他人」とは、なにか。 ろう者だけでなく、ろう者と意思疎通したい健聴者にとっても必要なのではないか。	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。 ・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。ここでは、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。
20	第2 基本理念	13	・2行目の「文化的所産」は分かりにくいと思います、障害者基本法や障害者権利条約で、手話は言語であるとされていますので、それを強調する文がいいのではないかと？ 「手話は、独自の言語体系を有し、手の動きや身体的な動きで視覚的に表現する視覚言語であって」としてほしい。	・手話を持つ特徴については、前文に規定します。
21	第2 基本理念	27	・4行目「又は他人との意思疎通を図る手段」とあるが、「ろう者が他人と意思疎通を図る手段」と、一方的に受け止められやすい表記にならないか心配である。ろう者のみではなく、ろう者と意思疎通を図りたい健聴者にとっても手段となるはずである。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。ここでは、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。
22	第2 基本理念	27	・ろう者からの一方的な意思疎通方法ではなく、双方向での意思疎通としての表記としてほしい。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。ここでは、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。
23	第3 県の責務	1	・県が条例を制定し、推進していくにあたり、県の責務は重いものであると考える。しかし、①項③項の表記では、責務における県の意思が弱く感じられる。県の責務、そして条例を推進していく決意を明確にするために、①項③項の文末を下記に変えてほしい。 ①項の文末「…必要かつ合理的な配慮を行わなければならない。」 ③項の文末「…観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めなければならない。」	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
24	第3 県の責務	1	・県の責務を明確に表記していただいておりますが、文末の表記をもっと踏み込んだ表記としていただきたい。 例として、「～ものとする」⇒「～なければならない」の表記としていただきたい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
25	第3 県の責務	1	・県の責務というのは県の責任と義務、果たさなければならない務めなので、言い方を変えてはどうか。 ①③「…ものとする」「…努めるものとする」 「…行われなければならない」「…努めなければならない」	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
26	第3 県の責務	1、2	・障害者差別解消法では行政は障がい者への合理的配慮は法的義務である。①の文末に「必要かつ合理的な配慮を行うものとする。」とある、これでは弱いのではないかと？ ②③も同様。 三重県の条例なのであるから、県としての責務への姿勢を明確に示してほしい。 ①の文末を「必要かつ合理的な配慮を行う。」 ②の文末を「深めなければならない」 ③の文末を「整備を行う」 としてほしい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
27	第3 県の責務 第6 事業者の役割 第12 事業者への支援	1、2	・責務についてより具体的に規定してほしい。責務とは、責任として果たさねばならない、または、義務だというイメージなので、条例分の決意が弱く感じられる。「行うものとする」を「行います」「行わなければならない」に、「努めるものとする」を「実施します」「努めなければならない」にしたら良いと思う。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定する法令用語であり、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることを考慮しつつ、条例の規定の内容に応じ、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
28	第3 県の責務	35	・③の観光における手話を使用しやすい環境の整備は、三重県らしくていいと思う。 ろう者が観光地や旅行などで困るのは、電話ができないことである。例えば、事故にあった時の緊急通報や連絡、公共交通機関の窓口やホテルのルームの内線電話などである。手話電話リレーサービスや遠隔手話通訳などの導入がいくつかの企業では始まっているが、公共交通機関やホテルなどではまだまだである。 県が遠隔手話通訳や手話通訳電話リレーサービスを行う施設あるいは機能を設け、公共交通機関やホテルなどがそれを利用契約すれば、手話を使用しやすい環境の整備が進むのではないかと。 またそれが、事業者の支援の一つだと思う。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。

○関係団体意見集約表

資料1-3

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
29	第3 県の責務	35	・条例が決まったら、警察署や市役所、消防署、病院などの公的なところにはぜひ手話をPRできるようにしてほしい。職員として手話を学んでほしい。緊急のときに簡単なコミュニケーションができた方が時間を短縮にできるので、職員も県議会議員も学んでほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
30	第3 県の責務	35	・高齢ろう者が利用できるデイサービスコミュニケーションができる老人ホームを求める。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
31	第3 県の責務	40	・「手話を使用しやすい環境の整備を推進し…」とあるが、具体的にはどうのことか？ 手話をコミュニケーション手段としているろう者の方が、手話通訳者がいると安心な場所として、警察署、消防署、駅、バス会社、お店(近鉄百貨店など)をあげている。特に消防に関する所(救急に関する所)については、命にかかわる大切な所である。早急に手話通訳者派遣体制を考えていただきたいと思う。	・「手話を使用しやすい環境の整備」としては、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話による情報の発信等、手話通訳者の養成(人材育成)及び派遣などを想定しています。
32	第3 県の責務	41	・(以下「手話通訳者等」という。)については、手話通訳者とその他手話を使用することができる者は別の位置付けをしたほうが良い。	・本条例案における「手話通訳者」とは、障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知で示されている手話通訳者(国の試験に合格し、登録を受けた「手話通訳士」と都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において登録された「手話通訳者」)をいいます。 ・「手話通訳者等」の「等」は、「手話奉仕員」などを想定しています。
33	第4 市町との連携及び協力	16	・市町のみではなく、関係機関との連携も必要と考える。第4の条項を『第4 市町等との連携及び協力』としてほしい。また、条文の文末を「…市町その他の関係機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。」としてほしい。	・関係機関との連携協力も重要であることから、第4に「関係機関」を規定します。
34	第4 市町との連携及び協力	16	・「市町との連携及び協力」だけでは足りない。「関係機関」などの連携や「協働」が必要である。条文の見出しを「第4 市町及び関係団体等の連携及び協働」としてほしい。条文も「市町及び関係団体等と連携し、及び協働に努めるものとする」としてほしい。	・関係機関との連携協力も重要であることから、第4に「関係機関」を規定します。
35	第4 市町との連携及び協力	16	・市町の他に関係機関との連携も明記していただきたい。	・関係機関との連携協力も重要であることから、第4に「関係機関」を規定します。
36	第5 県民の役割	18	・①「県民は、基本理念を理解するよう努める」ですが、理解するだけでいいのか？ 「県民は、基本理念を理解するよう努め、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与できるよう努めるものとする」としてはどうか。	・本条例案の基本理念は、共生社会の実現について規定していることから、基本理念を理解することが聴覚障がいに対する理解の増進や共生社会の実現に寄与することにつながるものと考えています。
37	第5 県民の役割	18	・②の文言にある「手話の普及」ですが、大切なことは聴覚障がいについての理解である。「基本理念や聴覚障がいに対する県民の理解の促進及び手話の普及」としてほしい。	・本条例案の基本理念は、共生社会の実現について規定していることから、基本理念を理解することが聴覚障がいに対する理解の増進や共生社会の実現に寄与することにつながるものと考えています。
38	第5 県民の役割	51	・1人でも多くの人に手話の面白さや、手話でコミュニケーションを行う事の楽しみを知ってもらいたい。積極的に手話を広めることに関わっていききたい。	・貴重なご意見をありがとうございます。
39	第6 事業者の役割	1	・事業者に対しての表記を障害者差別解消法でかかれている表記と同様に、文末を「～ものとする」⇒「～なければならない」の表記としていただきたい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
40	第6 事業者の役割	22	・障害者差別解消法においては、事業者のサービス提供における合理的配慮は「努力義務」とされているが、対象者と事業者が雇用関係にある場合の合理的配慮は、障害者雇用促進法で「義務」とされている。しかし、この条文では合理的配慮の提供場面が「サービス提供」と「雇用関係」が一つにされており、文末の「行うよう努めるものとする」では、雇用関係における合理的配慮は障害者雇用促進法と比べて後退したイメージがある。下記の条文にしてはどうか。「事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するときは合理的配慮を行うように努めるものとし、又ろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めなければならない。」	・障害者雇用促進法が雇用関係について合理的な配慮を義務付けていることを踏まえつつ、本条例案では、さらに手話の使用に特化して合理的な配慮を定めていることから、その点を考慮し、努力義務としています。
41	第6 事業者の役割	22	・事業者は、障害者差別解消法における合理的配慮は努力義務、障害者雇用促進法における合理的配慮は義務と、それぞれ違う。三重県として、「事業者の合理的配慮の義務」を明確にしてほしい。条文の文末を「合理的な配慮を行うよう努めなければならない」としてほしい。	・障害者雇用促進法が雇用関係について合理的な配慮を義務付けていることを踏まえつつ、本条例案では、さらに手話の使用に特化して合理的な配慮を定めていることから、その点を考慮し、努力義務としています。

○関係団体意見集約表

資料1-3

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
42	第6 事業者の役割	22	・事業者(企業)関係に対し、「努める」「努力する」ではなく「必要」としてほしい。	・障害者雇用促進法が雇用関係について合理的な配慮を義務付けていることを踏まえつつ、本条例案では、さらに手話の使用に特化して合理的な配慮を定めていることから、その点を考慮し、努力義務としています。
43	第6 事業者の役割 第12 事業者への支援	52	・第6条において、「事業者の役割としてろう者に対するサービスの提供時又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的配慮を行うように努めるものとする」と謳われていることに深く賛同する。本市としても、手話の使用に関して合理的配慮を行うことの必要性を強く感じていることから、平成28年4月より窓口到手話通訳者を配置し、聴覚障がいがある方の行政手続、相談に対するコミュニケーション支援を行っている。現在は週1回の設置になっているが、広く市民への周知に努め、行政サービスの向上に努めていきたいと考えている。	・貴重なご意見をありがとうございます。市町における取組についての参考といたします。
44	第7 計画の策定	24	・三重県障害者施策推進協議会に手話に関する部会を設置するのは良いが、部会の委員構成が気になる。当事者団体や支援者団体から委員を入れるとともに、できる限り障がい当事者や支援者から多くの意見を拾い上げられるよう、当事者団体や支援者団体からの委員数は2～3名としてほしい。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
45	第7 計画の策定	24	・手話に関する部会を設置するのであれば、ろう当事者や手話通訳者などの団体から、それぞれ委員は3人以上はほしい。たくさん意見が出ることが、議論の活発化につながる。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
46	第7 計画の策定	24	・部会の委員構成だが、当事者団体から委員を入れると思うが、できるだけ各団体から2名出していきたい。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
47	第7 計画の策定	24	・施策推進委員会のメンバーはどのように選出するのか。県議員中心だけでなく、手話関係の団体にも加えてほしいと思う。手話に関する者抜きに私たちのことを決めないように願います。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
48	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	12	・②項の「…その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることが…」の箇所について、「他人」ではなく、「他者」としてほしい。理由は、「第2 基本理念関係」に述べたとおり。	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
49	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	26	・①の条文にある「手話による情報の発信等に努めるものとする」であるが、発信ではなく、条文の見出しのように、ろう者と県の双方のために「手話による情報の取得や発信などにおけるバリアフリーに努める」としてほしい。	・第8の①では、ろう者が県に対してその意思を表示することができることも含めており、「手話による情報の発信等」の「等」にはその趣旨が含まれています。
50	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	27	・②の条文の「及び他人との意思疎通を図る」の文言にも抵抗がある。「又はろう者と聞こえる人の双方が意思疎通を図る」としてほしい。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。第8では、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。
51	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	28	・②項の「…手話通訳者等の派遣…」の箇所について、現在、三重県では手話通訳ができるものは、「手話通訳者」としている。そして、三重県の意思疎通支援事業の要綱では、手話通訳者とは、「手話通訳士」「統一試験合格者」「B級手話通訳認定試験合格者」のみとしている。しかし、この条文では派遣できるものを「手話通訳者等」としているため、解釈によっては、手話がまだまだできない、手話通訳資格を持たない者も派遣できると読めてしまうので、「手話通訳者の派遣」としてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
52	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	28	・「手話通訳者等の派遣」は、ろう者にとっては困る。資格のない者と、手話のできる者なども含めていますので通訳ができるのが心配である。資格(通訳士、統一試験合格者、B級確定合格者)のあった通訳者を望むので、「手話通訳者の派遣」にしてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
53	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	28	・意思疎通を図るために「手話通訳者等の派遣」とあるが、この「等」は、「手話を使用することができる者」か？ 私たちろう者だけでなく、難聴者や盲ろう者も手話を使用することができますが、これらも派遣はあり得ると想定しているのかと心配である。手話通訳者のようにきちんと資格を持っている人が必要である。「手話ができる」と「手話通訳ができる」は違う。「手話通訳者の派遣」としてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
54	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	28	・手話通訳派遣において、派遣を担うのは手話通訳者等ではなく、手話通訳資格保有者の手話通訳者の派遣としてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることから、「手話通訳者等」と規定したところです。

○関係団体意見集約表

資料1-3

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
55	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	28	・「手話通訳者等」の「等」を省いてほしい。 「手話通訳者の派遣」	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができるとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところと一致します。
56	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	28	「手話通訳者等の派遣」→「等」で良いとは思えない。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができるとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところと一致します。
57	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	28	・手話通訳者等の派遣のことで、資格のない者と手話ができる者も含めているので、通訳ができるのがちょっと不安である。資格(通訳士、試験合格者等)通訳者を望む。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができるとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところと一致します。
58	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	29	・③は災害その他非常の事態についてであるが、大災害が起きたあとの支援や復興のときも、②の日常生活のように、手話通訳派遣や相談支援が必要である。 でも、伊勢志摩には、津市にある三重県聴覚障害者支援センターのような施設がない。南海トラフ大地震が起きたとき、伊勢志摩や県南部の聴覚障がい者はどうしたら良いのか。 ②と③の条文を合わせた条文を作り、その条文の最後に「手話通訳者の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充を行うものとする」としてほしい。	・災害時等については、必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図るため、「市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努める」としており、手話通訳者の派遣等は「必要な措置」に含まれるものと考えています。
59	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・聞こえない人の日常生活上での社会障壁を取り除く手段として、情報通信機器を用いた、手話通訳電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービスがある。しかしこういったサービスが安定的に運用されるためには、サービスを担う手話通訳者の身分向上なくしては、充実したサービスは行えない。サービスをより良いものとするためにも、手話通訳者の人材育成及び、身分保障の充実が必要であり、それを求める。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
60	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・②項の「…拠点の機能の確保及び拡充等を行う…」の箇所についてであるが、現在、聴覚障がい者への支援や相談、災害時への支援を行える施設は三重県聴覚障害者支援センターである。津市しか設置されていない。 県北部(いなべや伊賀、名張)や県南部(尾鷲や熊野)に在住する聴覚障害者は、なかなか津市まで来ることができず、また支援の拠点となるものがない。 条例制定を機に、今後、県北部や県南部へ、拠点の機能の確保及び拡充を進めてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
61	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・市町その他の関係機との連携等措置を講ずるよう努めることは、三重県聴覚障害者支援センターは現在三重県1か所だけなので、機能がうまくできていない。津市まで移動が大変なので、近所の南勢地区にセンターを置いてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
62	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・②「…拠点の機能の確保及び拡充等を行う…」 三重県聴覚障害者支援センターは現在津市しかない。津市から遠く離れている北部・南部に聴覚障害者が住んでいるので、是非拠点の機能の確保及び拡充を進めてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
63	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・聴覚障がいに関する施設は、三重県聴覚障害者支援センターが三重県の真ん中にある。しかし、三重県は海、山、川の幸と豊富な自然に恵まれているが、交通の便が大変なところもある。北勢、伊賀、中勢、南勢、東紀州の5地域に施設設置方針を求めたい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
64	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・災害発生後、命に係わる重大な場面や大事な交渉での手話が保障してほしいので、最寄りに施設があると少しは安心できると思う。手話で意思疎通できる環境を整備するには数か所施設を設けてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
65	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・駅や、お店などで確認したいことがあるときに、筆談だけでは難しい場面がある。このような時に遠隔手話通訳サービスなどがあればと思う。是非県内で使えるサービスとしてほしい。 災害時などにテレビ放送する際に、字幕と一緒に手話通訳も行ってほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
66	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・飲食店のお店予約や、日曜品や、雑貨等の取り寄せ、申込み、不在時に入った場合の、再配達宅配業への再配達の依頼、病院の受付時間の確認など、聞こえる人にとっては当たり前に行える電話確認も、聞こえないものにとっては障壁となっている。聞こえる人と同様に、当たり前に行えるように、電話リレーサービスが利用できるようにしてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
67	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・救急や、突発的に事故を起こした際に手話通訳制度が使えないと困る。手話通訳派遣制度を24時間使えるようにしてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
68	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・テレビに手話通訳を多くワイドを求めます。また番組も増やしてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。

○関係団体意見集約表

資料1-3

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
69	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・桑名から三重県聴覚障害者支援センターへの移動が大変なので、北勢(桑名、いなべ、四日市)にセンターを置いてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
70	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	35	・意思疎通支援に関する内容についても医療、司法、教育、選挙等内容がより専門的な分野での派遣が必要となっている。このような手話通訳を行える手話通訳者の育成を可能とするためには、通訳派遣を担っている登録通訳者の身分の向上が不可欠と考えるので、通訳報酬や移動時の補償等の見直し及び充実を図ってほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
71	第9 手話通訳を行う人材の育成等	28	・条文の「県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め…」の「手話通訳者等」の箇所について、「手話通訳者」としてほしい。理由は、「第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等」関係で述べたとおりである。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところとす。
72	第9 手話通訳を行う人材の育成等	28	・人材育成に関しても手話通訳者等ではなく、手話通訳者の表記としてほしい。	・手話通訳を行う人材の育成については、幅広く人材を確保するという見地から、手話奉仕員等も含めるため、「手話通訳者等」と規定したところとす。
73	第9 手話通訳を行う人材の育成等	28	・「手話通訳者等の派遣等」を「手話通訳者の派遣等」に変えてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところとす。
74	第9 手話通訳を行う人材の育成等	28	・2行目の「手話通訳者等の派遣」を「手話通訳者の派遣」にしてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところとす。
75	第9 手話通訳を行う人材の育成等	35	・手話通訳者がなかなか増えないのは、まだ社会に仕事として認められず、職業として成り立たない現状があるからである。 「市町その他手話通訳事業を行うものと連携して」ではなく、「県機関への手話通訳者の雇用を促進し」とし、県が手話通訳者を仕事として職業として認める姿勢を出してほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
76	第9 手話通訳を行う人材の育成等	35	・人材の育成について、県の施設においては正規職員の設置通訳者を雇用してほしい。現状は非正規職員が設置通訳者を担っていますが、設置通訳者の業務として、以下の5つの業務が必要と考えている。(県庁の設置通訳者に関してはこの他に、手話通訳派遣に関する業務もあります。) ①県民コミュニケーション支援、情報保障 ②聴覚障がい者の暮らしの課題の抽出 ③地域の社会資源と連携した制度運用 ④自治体職員、地域全体のコミュニケーション力を高める ⑤障がい者に関わる地域課題を施策立案、運用につなげる これらの業務を担うには非正規職員の身分では実現困難なので、設置通訳者について、正規職員化を行ってほしい。 手話による情報保障を含めた施策推進について、設置通訳者のみでは困難であるので、県職員採用の際には手話通訳資格を認証していただき、採用を行っていただきたい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
77	第9 手話通訳を行う人材の育成等	35	・医療機関での手話通訳に関して、突然の病気などで事前に手話通訳者に依頼出来ない時に不安がある。また、医療機関で聴覚障がい者に理解がないと、受付後呼出しや、会計時にも困ることがある。是非、県立の医療機関に設置通訳者の配置をしてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
78	第9 手話通訳を行う人材の育成等	35	・手話通訳者の育成については、現状の手話通訳者の身分では育成を行うだけでは十分ではない。 手話通訳者が「職業」として認められる、また若い人が「通訳者」という職業を目指す意欲を持てるよう、県として手話通訳者を職業として認め、正規雇用を行う姿勢を打ち出す必要があると思う。 そのためには、県設置通訳者の正規職員化及び複数雇用、また県職員採用の際に手話通訳資格への資格加点を行う、登録通訳者の身分向上に取り組んでほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
79	第10 手話の普及等	30	・文章の意味がつかめない。	・第10の③の文言については、わかりやすくなるよう規定します。
80	第10 手話の普及等	30	・三重県で手話言語条例制定に向けて、取り組んでいただいていることを嬉しく思う。私たち手話サークルでは、「三重県手話言語条例(仮称)案」について3回にわたり内容を説明し、話し合いを進めてきた。文章が難しく、なかなか理解できないところもあった。特に、「涵養」という言葉は、サークル員全員初めて見る言葉だった。もう少しわかりやすい言葉で書いていただけると、きこえない人もサークル経験の浅い人も理解しやすかったかなと思った。	・第10の③の文言については、わかりやすくなるよう規定します。

○関係団体意見集約表

資料1-3

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
81	第10 手話の普及等	35	・①の条文の「県民が手話を学習する機会」だけでなく、事業者が職員へ手話に関する研修を行う取り組みへの支援も必要と思う。「県民等が手話を学習する機会」としてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
82	第10 手話の普及等	35	・小さい時に、聞こえない人との交流を通して感じたことは、大きくなっても心に残っていると思う。聞こえない人と出会った時に手話がわからなくても、筆談、身ぶりなどで伝えるなど、相手を思いやり行動できると思う。なので、すべての小学校で聞こえない人への理解、手話に関する学習を行ってほしいと思う。そのためにも、聞こえない正規職員を設置し、手話通訳者とともに指導していただきたいと思う。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
83	第10 手話の普及等	35	・ろう者の方は、「窓口で呼ばれても気づかず長い時間待っていた」、「駅での放送が聞こえず、電車をずっと待っていた」という経験をされた方が多いと思う。聞こえない方の周りにいた人が少しだけ心配りをすれば、ろう者の方の不安も解消すると思う。そのためにも、聞こえないことへの理解を広めることが必用だと思う。地区市民センターが毎年手話講座を開く、聞こえない方への理解のことを書いた冊子を各戸配布するなど市民、県民への理解を広めてほしいと思う。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
84	第11 ろう児等の手話の学習等	31	・条文の「県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒(以下「ろう児」という。)・・・」の箇所について、法律には「ろう児」という区分や名称、定義はないと思うが、これでは聴覚障がいのある子どもは全てろう児としてしまうことになる。 それに、「ろう児」の名称を使うと、いわゆる難聴児や中途失聴児は条例の対象外なのか、また聞こえない子どもを持つ親の方々にも混乱が生まれるのではないかと。また、「ろう児」とすると、この条文は「ろう学校」のみを対象としているのではないかと、これも混乱が生じる。 第11の条項を「第11 手話を必要とする子ども等の手話学習等」としてほしい。そして、条文の中の「ろう児」の表記は、「聞こえない子ども」としてほしい。	・本条例案における「ろう児」は、「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒」をいい、難聴や中途失聴の児童等を含んでいます。また、「ろう児」については、聾学校に在籍する者に限定されません。 ・「手話を必要とする子ども」や「聞こえない子ども」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう児」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。
85	第11 ろう児等の手話の学習等	31	・「ろう児」という言葉は抵抗がある。だれが、聞こえない子どもに「ろう児」と決めるのか？ 手話を使う子どもはろう児か？ でも、手話や聴力の両方を活用する聞こえない子どもがいる。 「ろう児」を「聞こえない子ども」としてほしい。	・本条例案における「ろう児」は、「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒」をいい、難聴や中途失聴の児童等を含んでいます。また、「ろう児」については、聾学校に在籍する者に限定されません。 ・「手話を必要とする子ども」や「聞こえない子ども」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう児」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。
86	第11 ろう児等の手話の学習等	31	・ろう児はろう学校の子供だけということではなく、聞こえない子供に変えたほうが良いと思う。	・本条例案における「ろう児」は、「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒」をいい、難聴や中途失聴の児童等を含んでいます。また、「ろう児」については、聾学校に在籍する者に限定されません。 ・「手話を必要とする子ども」や「聞こえない子ども」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう児」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。
87	第11 ろう児等の手話の学習等	31	・11条が目指すものを見ると、条文の見出しは合わないと思う。 見出しを「聞こえない子どもが手話を学び又手話で学ぶ環境の構築等」としてほしい。	・手話の教育を受けることができる環境の整備や手話に関する学習の機会の確保等を含め、簡潔に表現するものとして「手話の学習等」という文言を採用しています。
88	第12 事業者への支援	1	・事業者が手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取り組みにおける、県の支援はとても重要なものであると考える。しかし、この条文の表記では、県の意思が弱く感じられる。 県が事業者への支援を進めていく決意を明確にするために、条文の文末を下記に変えてほしい。 「…必要な支援を行うよう努めなければならない。」	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
89	第12 事業者への支援	1	・ここも同様に文末を「～ものとする」⇒「～なければならない」の表記としていただきたい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
90	第12 事業者への支援	2	・社会的障壁のない社会や共生社会の実現のためには、事業者の取組はすごく大切である。条文末の「取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。」は、「取組の促進のために、必要な支援を行うものとする」としてほしい。	・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
91	第12 事業者への支援	35	・手話のできる職員を病院に設置してほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
92	第13 手話に関する調査研究	32	・条文の「…手話の発展に資するために…」の箇所について、手話に関する調査研究の成果は、広く社会に帰さなければならないと考える。 条文の「…手話の発展に資するために…」を、「…手話の普及及び発展に資するために…」としてほしい。	・調査研究の成果は、手話の普及にも役立つと考えられることから、「普及」を追加します。
93	第13 手話に関する調査研究	33	・「第10 手話の普及等」と同じように、「県は、ろう者及び手話通訳者等と協力して、手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及を行うものとする」としてほしい。	・手話については、ろう者及び手話通訳者等が通じていると考えられ、第一義的には、ろう者及び手話通訳者等の調査に委ねることが適切であるとの観点から、原案のように規定しています。

○関係団体意見集約表

資料1-3

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見	当検討会の考え方(案)
94	第14 財政上の措置	34	・ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現を目指すためには、条例における施策を推し進めるための財政措置の確立は重要なものとなる。 ・条文の文末の「…措置を講ずるよう努めるものとする。」を、「…措置を講じなければならない」としてほしい。	・当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめています。
95	第14 財政上の措置	34	・条例の取組を進めるためには、財政上の措置はすごく大切である。文末を「講じなければならない」としてほしい。	・当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめています。
96	第14 財政上の措置	34	・施策を実現するためには財政的な保障が必要であるので、より踏み込んだ表記として、講じなければならないとの表記としていただきたい。	・当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめています。

【目的】

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する

【基本理念】

目的に規定する共生社会の実現は、以下の基本的認識の下に図られる

手話とは

- ①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものである
- ②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である

【責務及び役割】

【県の責務】

- ・手話を使用しやすい環境の整備の推進等
- ・観光地等において手話を使用しやすい環境の整備
- ・教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進
- ※市町・関係機関との連携・協力

【県民の役割】

- (県民)
- ・基本理念を理解するよう努める
- (ろう者・手話通訳者等)
- ・基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努める

【事業者の役割】

- ・ろう者に対するサービスの提供時又はろう者の雇用時、手話の使用に関して合理的な配慮

施策の推進体制

【計画の策定】

- ・障害者計画において、手話を使用しやすい環境整備に必要な施策を定める

三重県障害者施策推進協議会の意見を聴く。
※同協議会に手話に関する部会を設置

総合的・計画的に推進

【基本的施策】

- ①情報の取得等におけるバリアフリー化等
 - ・県政情報の手話による発信等
 - ・手話による情報取得等のための手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等
 - ・災害時等における手話による情報取得等のための措置
- ②手話通訳を行う人材の育成等
 - ・手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備及び拡充
- ③手話の普及等
 - ・県民が手話を学習する機会の確保等
 - ・県職員に対する手話研修等の実施
 - ・幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組の促進
- ④ろう児等の手話の学習等
 - ・ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上、保護者への手話学習の機会の確保
 - ・聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保
- ⑤事業者への支援
- ⑥手話に関する調査研究の推進

施行日：平成29年4月1日
※計画の策定手続に関する規定は、公布の日施行

手話に関する施策の推進のため、財政上の措置を講ずるよう努める

三重県手話言語条例案

※1 波線部分は、条文化に伴い、文言整理を行ったもの

※2 網掛け部分は、パブリックコメント等意見を踏まえたもの

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 手話を使用しやすい環境の整備に関する計画（第七条）

第三章 基本的施策（第八条—第十三条）

第四章 雑則（第十四条）

附則

【前文については資料4により協議】

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（条文化に伴う整理）

・「活躍することができる」→「活躍することのできる」

（基本理念）

第二条 前条に規定する共生社会の実現は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活~~又は及び~~社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、~~又は及び~~他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという基本的認識の下に図られるものとする。

（パブリックコメント等意見）

・「日常生活~~又は~~社会生活」→「日常生活及び社会生活」

・「~~又は~~他人」→「及び他人」（上記修正に伴って整理するもの）

（条文化に伴う整理）

・「基本的認識の下に、図られる」→「基本的認識の下に図られる」

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

2 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して観光地等を訪れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(条文化に伴う整理)

- ・観光旅客等への対応については、第1項と関連することから、県民の理解を深める規定との順序を入れ替え

【第2項】

- ・条例の適用範囲は県内に限られること（属地主義）を踏まえ、「県内の」を削除 「県内の観光地等」→「観光地等」

(市町及び関係機関との連携及び協力)

第四条 県は、手話を使用しやすい環境の整備及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町及び関係機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(パブリックコメント等意見)

- ・市町のほか、関係機関との連携協力を追加
「市町」→「市町及び関係機関」

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者及び手話通訳者等は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(条文化に伴う整理)

- ・「提供するとき、又は」→「提供するとき又は」

第二章 手話を使用しやすい環境の整備に関する計画

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定による障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 3 前項の規定は、第一項に規定する施策の変更について準用する。

（条文化に伴う整理）

- ・ 施策を定める場合のほか、施策を変更する場合にも同様の手続を踏むことを明らかにするため、変更への準用規定（第3項）を追加

第三章 基本的施策

（情報の取得等におけるバリアフリー化等）

第八条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。

- 2 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（条文化に伴う整理）

【第1項】

- ・ 「ろう者が、県政」 → 「ろう者が県政」

【第2項】

- ・ 「派遣、ろう者」 → 「派遣及びろう者」

【第3項】

- ・ 他の規定と規定ぶりをそろえる。

「取得し、円滑に意思疎通」 → 「取得し、及び円滑に他人との意思疎通」

（手話通訳を行う人材の育成等）

第九条 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通

支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

(手話の普及等)

第十条 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。

3 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。

(パブリックコメント等意見)

・第3項について、条文の意味がわかりやすい表現に変更してほしい。

(条文化に伴う整理)

【第3項】

・「共生の精神の涵養」について、わかりやすくなるよう、次のように文言を整理 「共生の精神の涵養」 → 「共生社会についての理解の増進」

・「取組を、促進」 → 「取組を促進」

(ろう児等の手話の学習等)

第十一条 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。

4 県は、前三項に掲げる施策を推進するため、市町その他の関係機関と必要な連携を図るものとする。

(条文化に伴う整理)

【第1項】

・「以下」 → 「以下この条において」

(事業者への支援)

第十二条 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十三条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の普及及び発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(パブリックコメント等意見)

- ・「手話の発展」に普及を追加
「手話の発展」→「手話の普及及び発展」

第四章 雑則

(財政上の措置)

第十四条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。【要協議】

[施行日案（正副座長提案）]

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第七条及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

※計画の策定手続に関わる規定を公布日に施行し、その他の規定を平成 29 年 4 月 1 日に施行するもの。

(検討)

- 2 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(パブリックコメント等意見)

- ・条例の見直しの規定を追加

(三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

- 3 三重県障害者施策推進協議会条例（昭和四十六年三重県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(部会)

第八条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選によって定める。

第六条を第七条とし、第五条第三項中「会長及び委員」を「会長、委員及び専門委員」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(専門委員)

第四条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす。

【改正等の方針については、資料5のとおり】

三重県手話言語条例案 前文案

手話は、物の名称や抽象的な概念等を手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現するものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、又は及び他人との意思疎通を図るために必要な言語として使用されている。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかしながら、発音訓練を中心とする口話法の導入により、聾学校における手話の使用が事実上禁止されるに至り、手話の使用が制約された時代もあった。

三重県立聾学校においては、昭和五十五年に、全国に先駆けて中学部及び高等部の生徒に対する行事等での説明の手段として手話を取り入れるなど、教育活動において手話を活用した指導及び支援を行っている。

三重県において、このような先駆的な取組が行われているものの、手話に対する県民の理解が十分に深まっているとは言い難い。~~←~~また、手話通訳を行う人材も十分確保されていない状況にあり、特に手話通訳者が安心して働くことができるよう、手話通訳者の待遇の改善等を図ることが求められている。手話はろう者にとっての声と言うべきものであり、ろう者が将来にわたって手話により情報を取得し、その意思を表示し、又は及び他人との意思疎通を図っていくためには、手話に対する理解を深めるとともに、手話通訳を行う人材を育成することが重要である。また、台風等の風水害や大規模な地震災害がしばしば発生している三重県においては、災害の発生時において、南海トラフ地震等の災害の発生が予測される状況の下においては、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を十分に取得することができるようにすることも重要な課題である。

このような状況に鑑み、手話に関する施策を一層推進し、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ることや、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することが求められている。また、手話に関する施策を推進することは、共生社会についての県民の理解を深め県民が共生の精神を育むことに寄与し、障がい者の手話以外の意思疎通の手段を充実させることに寄与し、もって全ての障がい者の情報の保障を図る契機になることも期待される。

ここに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

※網掛け部分は、パブリックコメント等意見を踏まえたもの

三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正等について

1 条例改正の内容

- (1) 三重県障害者施策推進協議会に専門委員を置くことができる規定を新設（新第四条）し、同協議会の委員以外の者を部会の構成員とすることができるようにする。
- (2) 三重県障害者施策推進協議会に部会を置くことができる規定を新設（新第八条）する。

※専門委員を置くことができる規定の新設に伴い、専門委員の報酬及び旅費の支給に関する規定の整備が問題となるが、「特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の現行の規定により対応することができる。

2 三重県障害者施策推進協議会条例（一部改正後）

（趣旨）

第一条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号。以下この条において「法」という。）第三十六条第一項の審議会その他の合議制の機関は、三重県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）とし、その組織及び運営に関しては、法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（組織）

第二条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（委員）

第三条 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

- 2 前項の規定による委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第四条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす。

（会長）

~~第四条~~第五条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
(幹事)

~~第五条~~第六条 協議会に、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、知事が指定する部内の職及び三重県教育委員会事務局の職にある者をもつてあてる。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、会長及び委員会長、委員及び専門委員を補佐する。
(会議)

~~第六条~~第七条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。
(部会)

第八条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選によつて定める。
(庶務)

~~第七条~~第九条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

~~第八条~~第十条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。